

第3回検討チーム/検証チーム 議事（2）

標準仕様書・導入手順書それぞれの論点の整理と協議

②導入手順書パート

議事次第

令和7年1月14日(火)10:00 ~ 12:00
石川県行政庁舎 5階 511会議室
(オンライン開催)

1. 開会

2. 議事

- (1) 成果物(標準仕様書・導入手順書)の構成
- (2) 標準仕様書・導入手順書それぞれの個別論点に係る協議(検証および検討)
- (3) 全体質疑・事務連絡

3. 閉会

<配布資料>

- 資料1_20240114_第3回検討検証T資料_概要資料
- 資料2_20240114_第3回検討検証T資料_議事(2)標準仕様書
- 資料3_20240114_第3回検討検証T資料_議事(2)導入手順書
- 参考資料1_広域被災者データベース・システム構築検討ワーキンググループ開催要綱、委員名簿
- 参考資料2_これまでいただいたご意見

※ 参考資料は、事前送付なし

進め方

- 12分説明、約15分意見交換を実施
- **本日会議後、1/17（金）17:00までにWEBフォームにて意見募集を実施（追ってリンクを送付）**
 - 1/31（金）検討ワーキンググループでご提示の素案に活用※1/21（火）第4回検証検討チームの資料には未反映

所要時間	目次		内容
5分	本日のスコープと意見をいただきたいポイント 意見募集のスケジュール		システムの運用期間のうち、平時と復旧・復興期の対応が対象業務担当の視点から、手順案に不足がないかご意見いただきたい 本日だけでなく、1/17（金）までWEBフォームにてご意見を募集
12分	【A.平時（事前準備）】 運用手順	説明	石川県における対応課題／都道府県や市町村が備える取り組み
15分		意見交換	都道府県や市町村の取り組みと手順案に対して不足すること
12分	【C.復旧・復興期（システムの運用）】 運用手順	説明	石川県における対応課題／都道府県や市町村が備える取り組み
14分		意見交換	都道府県や市町村の取り組みと手順案に対して不足すること

協議事項

- **【A.平時（事前準備）】【C.復旧・復興期（システムの運用）】**の2パートに分けて実施
- 検証結果に補足があればコメントをいただきたい
- 検討内容の中に出てくる **本会議で決めたいこと** について、都道府県と市町村が行う役割と手順の案に不足があればコメントいただきたい

<検証>

石川県における対応やそれを踏まえた課題を以下の観点で整理

【A.平時（事前準備）】

- 運用手順の整備
 - ・ 共有する情報（接続システム/名簿） [P.7,10]
 - ・ 運用ルール（法令、段取り、情報の共有範囲）
 - セキュリティ対策（情報保護機能/法的文書） [P.13~14]

【C.復旧・復興期（システムの運用）】

- 被災市町及び支援者との情報連携 [P.24]
- データの追加/更新 [P.28]
- データを活用した支援 [P.31,33]

<検討>

検証を踏まえ、都道府県や市町村等が備えておく事項を整理

【A.平時（事前準備）】

- 運用手順として、都道府県と市町村が行う取り組みと手順を整理
 - ・ 共有する情報[P.8~9,11]
 - ・ 運用ルール
 - セキュリティ対策[P.15~16]
- ※一部「担当する部署」「システム運用訓練」を含む。

【C.復旧・復興期（システムの運用）】

- 被災市町及び支援者との情報連携[P.25~26]
- データの追加/更新[P.29]
- データを活用した支援[P.32,34]

目次

コメントの観点

石川県が応急的に構築した被災者データベースの立ち上げ期から支援対応をご経験された方、特に【石川県下の市町】

石川県や市町の取り組み実態において**提示の事項に不足があれば、補足をいただきたい。**

主に【広域自治体(都道府県)】および【石川県下市町】

- ・ 「A.平時（事前準備）」「C.復旧・復興期（システムの運用）」の各フェーズに都道府県と市町村が行う役割と手順案 **本会議で決めたいこと** について、**ご担当者の視点からご自身が取り組むことをイメージいただくなかで、以下の視点から付加すべき要素や方法についてコメントいただきたい。**
 - ✓ 発災後の対応の円滑化に向けた備えとして、提示の内容や方法の不足がないか
 - ✓ 提示の内容や方法（のちに手順書に記載する内容）を見て、当該段階ですべきことがわかり、実行に移すことができるか、できない場合には、何が不足しているか

「導入手順書」の位置づけ

手順書

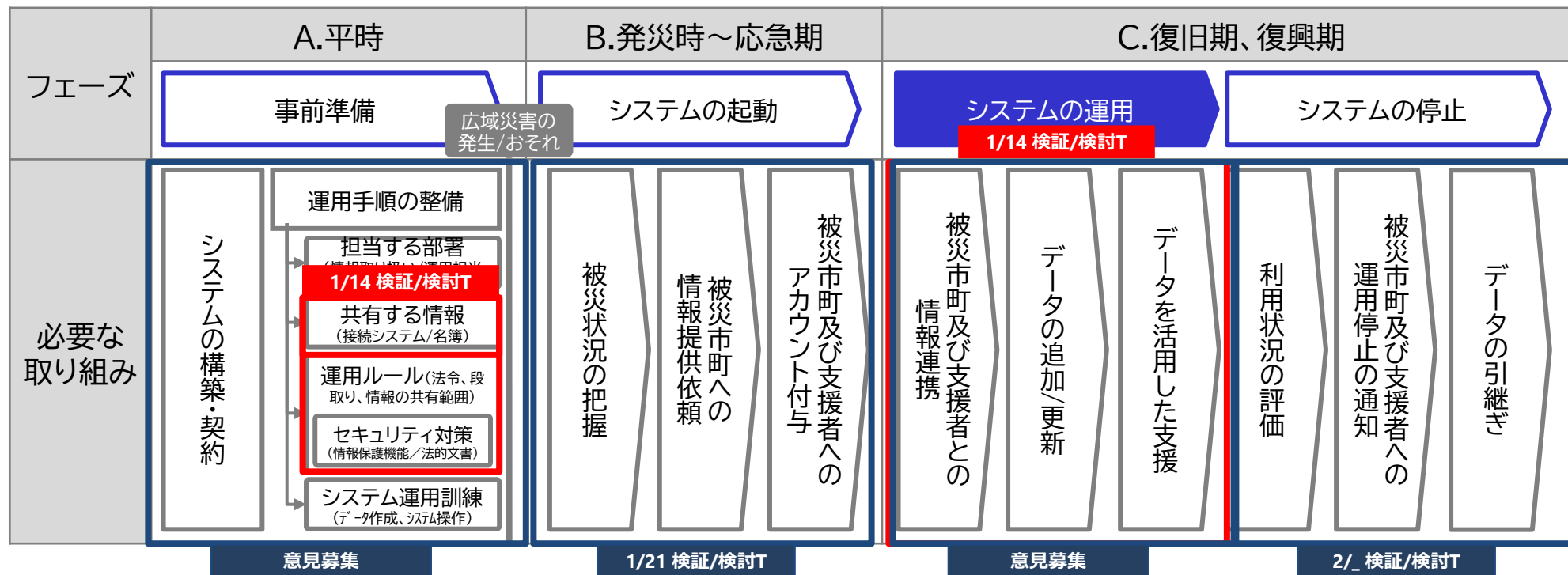
仕様書

- **広域災害時に、発災直後から市町村の機能回復や多様な支援者による被災者支援が必要な期間**において、**市町村の区域を越えて被災者情報を共有**するため、**システムの起動から停止に必要な手順を導入手順書に整理**する。（初めて担当する職員も問題なく実施できるように）

→各フェーズに必要な取り組み（枠組み/フロー）について、委員（有識者等）へレビューを実施、検討体制に諮り、導入手順書に反映したい。

→「データを利活用した支援」については、想定する定型/定常業務以外の業務への利用拡大も想定

＜広域被災者データベース・システムの運用期間＞



「導入手順書」の位置づけ

「導入手順書」の構成

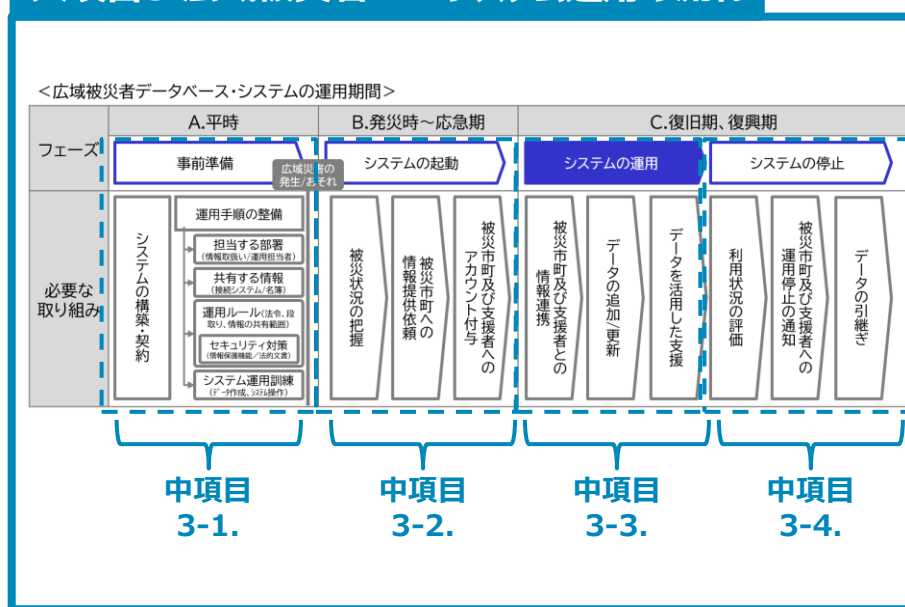
仕様書 手順書

- **都道府県によるシステムの円滑な導入に必要な手順を整理**する。
- **広域災害時の被災者の把握**、民間を含めた支援者が同一の被災者に対して行う支援の記録など、**被災者支援に必要な情報の適切な共有**（個人情報共有範囲や取り扱い、アクセス権の付与など）に係る**手順を整理**する。

<導入手順書の目次>

大項目	中項目	主な記載事項
1.はじめに	導入手順書の目的	
2.広域被災者DB・システムとはなにか	2-1.整備の目的と背景	広域被災者DB・システム整備の目的と背景
	2-2.概要	利用フェーズ、利用者、対象者、機能
	2-3.前提条件	広域被災者DB・システムの性質
	2-4.主な活用事例	避難所健康管理業務、見守り支援業務
3.広域被災者DB・システム運用の流れ	3-1.事前準備フェーズの取り組み	体制、共有情報、ルール、セキュリティ対策、訓練
	3-2.システム起動フェーズの取り組み	起動の考え方、起動の手順
	3-3.システム運用フェーズの取り組み	運用の手順
	3-4.システム停止フェーズの取り組み	停止の考え方、停止の手順
4.広域被災者DB・システム導入・運用コスト	4-1.コスト負担の考え方	費用負担の主体、負担の方法
5.広域被災者DB・システムを運用する際の留意点	5-1.個人情報の取り扱い	法令、都道府県と市町村の役割
	5-2.マイナンバー・マイナンバーカードの利活用	利用の課題、将来的な活用可能性
Appendix-1.広域被災者DB・システムのデータを活用した支援業務事例	1-1.石川県が実施した支援業務	広域避難対策、避難所外避難対策
	1-2.将来的に活用可能性のある支援業務	被災者DB活用を検討した業務
Appendix-2.個人情報の取り扱い事例	2-1.個人情報を扱う上で石川県が対応したこと	業務上の課題対応、法的文書の作成
	2-2.具体的な支援業務における個人情報の取り扱い	避難所健康管理業務、見守り支援業務において生じた課題と対応
Appendix-3.用語集		

大項目3.広域被災者DB・システム運用の流れ

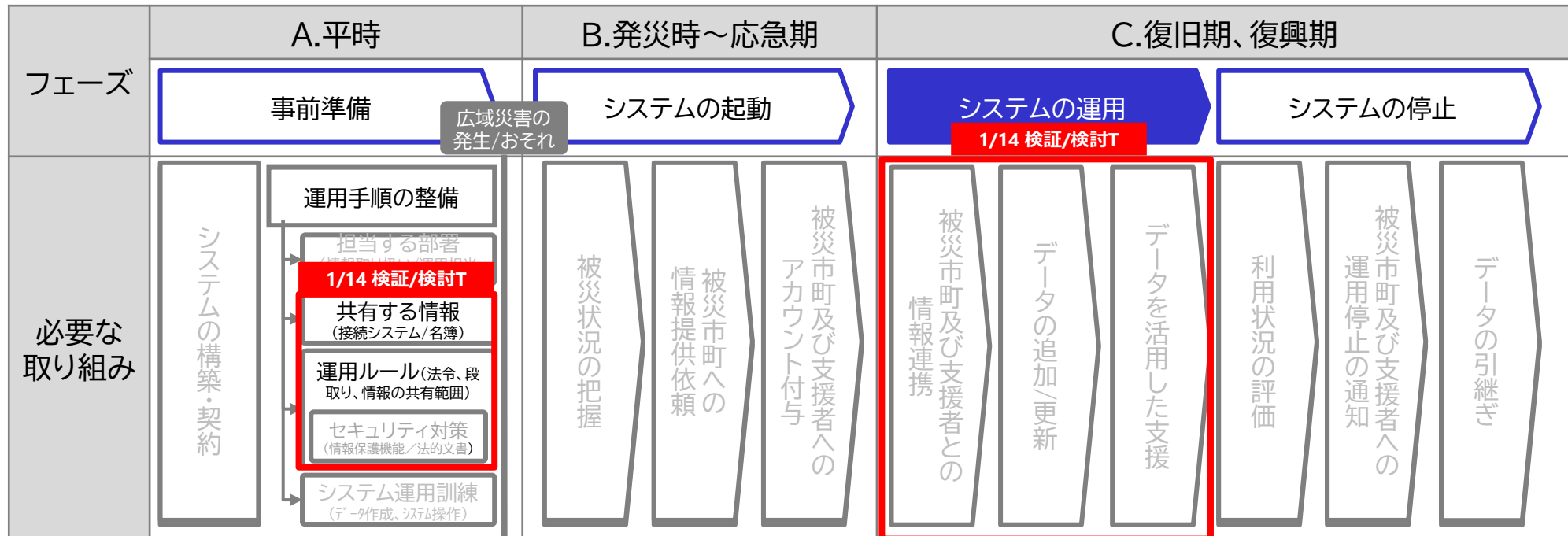


A.平時（事前準備）

■ 運用手順の整備

- 共有する情報
- 運用ルール（法令、段取り、情報の共有範囲）※一部運用ルールの段取りも含む
- セキュリティ対策（情報保護機能／法的文書）

＜広域被災者データベース・システムの運用期間＞



- 発災後から応急的に被災者データベースを構築し、県が市町から受け取る情報の定義や受け渡し方法の具体化の協議や調整を行ったため、被災者台帳情報を被災者データベースに取り込むまでに時間を要した。

【課題・背景】

- 令和6年能登半島地震への対応にあたっては、広域避難者や避難所外被災者が多数発生。
- 被災者を把握し、支援を実施する必要があったが、被災者台帳の作成主体である市町の被害が甚大で、各主体(被災市町、県、民間支援団体等)が各々で取得した被災者の情報共有が困難。
- 石川県が市町の被災者台帳の作成支援のため、発災後から応急的に被災者データベースを構築することとした。

【石川県の対応】

<基本情報の定義から被災者データベースへの取り込み>

- 基本情報の定義に際し、危機対策部署、市町支援部署、デジタル部署で協議を行い、災害対策基本法に基づき、市町に提供依頼をする基本情報を決定した。住民基本台帳の情報を各市町の被災者台帳におけるマスタデータとして、被災者データベースに連携し、被災者個人の特定に活用することとした。
- 個別市町との受け渡しの具体化のため、被災6市町の被災者台帳のシステムベンダーと住民基本台帳のシステムベンダーの協議に加わり、被災6市町と被災者データベースに取り込むデータのカタログと形式や、具体的な受け渡しの手順と役割分担を決定。
- 発災から被災者台帳情報を被災者データベースに取り込むまで51日（1/1-2/21）を要した。

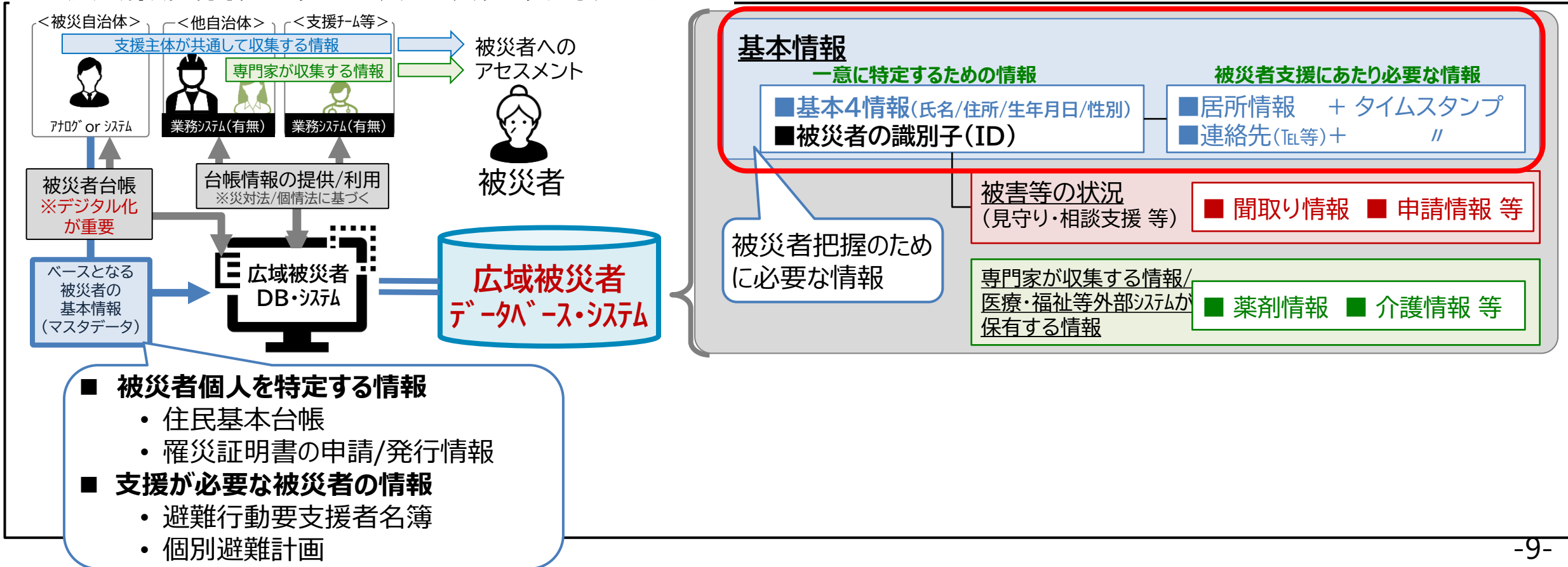
A. 平時（事前準備） 共有する情報-接続システム/名簿 <都道府県>

- 広域被災者データベース・システムに被災者情報を取り込み、一意に絞り込むために、**基本情報の定義と被災者支援に関わる必要情報の定義する手順を決めることが必要**となる。

第2回検討ワーキンググループにて、一意に特定するための情報として、基本4情報（氏名/住所/生年月日/性別）を定義した。そこに紐づく必要情報として、被災者の識別子（ID）、居所情報、タイムスタンプ、連絡先を基本情報とすることを協議し、合意を図った。

参考_2024/11/27第2回検証チーム資料

<広域被災者データベース・システムのイメージ>



A. 平時（事前準備）

共有する情報-接続システム/名簿 <都道府県>

- システム導入にあたり都道府県から市町村への働きかけを行い、市町村から活用へのご理解いただくことが肝要。そのうえで、システム導入・活用に向け事前協議が多岐に渡ることから、広域被災者データベース・システムを用いた迅速な情報連携に向けて、役割分担等の協議・合意を事前に行う必要があると考えられる

広域被災者データベース・システムのご説明

役割分担等の協議・合意



都道府県

<広域被災者データベース・システム活用に向けた働きかけ>

- 市町村の方々は、新規でのシステム活用にあたって追加作業等が発生するため、本システムによる災害時の円滑な情報連携方法等が重要であるといったシステム活用のメリットをお伝えし、広域被災者データベース・システム活用の働きかけを行う



市町村

<広域被災者データベース・システムの活用要否判断>

- 都道府県からの要請に応じて、適切な担当部署、担当者を振り当てたうえで、活用要否に対するご意見をお話する

- ①被災者支援のために広域被災者データベース・システムを事前準備
 - 広域被災者データベース・システムで取り扱う情報範囲（例.DV等の機微な情報は健康管理業務上関与してくるが、広域被災者データベース・システムに取り込むか）
 - 被災および基本情報や支援に必要な情報のデータソース（システム、名簿）
- ②広域被災者データベース・システムを活用するための運用方法
 - 広域災害発生時の都道府県と市町村の役割
 - 基本情報や援護の実施に必要な情報受け渡し業務の流れと手順
 - 被災者の基本情報受け渡し業務に必要な役割と担当者
- ③広域被災者データベース・システムを多様な活用に向けた取り組み
 - 支援業務に必要な情報項目の収集
 - 支援業務に必要な情報の取得方法（アナログ・デジタルのような情報媒体に応じた運用方法の検討、市町村特有の業務における追加機能の検討など）
 - 支援業務の拡充に伴う場合においての新規関係者を含めての受け渡し業務の役割分担

A.平時（事前準備） 共有する情報-接続システム／名簿 <市町>

- 要支援者の基本情報として「避難行動要支援者名簿」及び「個別避難計画」が活用できることが望ましかったが、市町が甚大な被害を受けている中で、発災後からでは、県と個別市町で**名簿情報の受け渡しに必要な情報項目やプロセスの整理を十分に行うことができず、被災者データベースに情報連携できなかった。**

【課題・背景】

- 令和6年能登半島地震への対応にあたっては、広域避難者や避難所外被災者が多数発生。
- 被災者を把握し、広域避難所の運営（避難者の健康管理等）、避難所外被災者への支援の提供（被災高齢者等の状況把握、医療や福祉的支援へのつなぎ等）を実施する必要があったため、県では、要支援者の基本情報として、災害対策基本法で平時から市町村で作成が義務付けられている「避難行動要支援者名簿」及び作成が努力義務となっている「個別避難計画」の情報を活用を検討したが、災害時に市町村長が避難先自治体や支援機関からのニーズに応じて名簿情報を提供するプロセスが決まっていなかった。

【市町の状況と対応】

- 住民基本台帳情報と同様、被災者把握のために必要なベースデータとなる避難行動要支援者名簿は石川県下全ての市町で策定済みで、名簿に記載する情報項目や更新頻度、名簿保有担当部署は市町によって異なる。
- 避難行動要支援者名簿と同様に、被災者把握のために必要なベースデータとなる個別避難計画については、多くの自治体で一部策定済の状況。
- 市町も甚大な被害を受けている中で、発災後からでは、県と個別市町で名簿情報の受け渡しに必要な情報項目やプロセスの整理を十分に行うことができず、被災者データベースに情報連携できなかった。

A. 平時（事前準備） 共有する情報-接続システム／名簿 <市町村>

- **迅速かつ効果的なデータ連携に向けて、避難行動要支援者名簿および個別避難計画はデジタル形式で作成・管理することが望ましいが、紙やExcel等で管理・作成されている場合であってもデータ連携を行うために平時から市町村と都道府県との間で連携方法の協議・合意形成を行う必要がある**と考えられる。

<紙・Excelの場合とシステムの場合の管理方法の策定>

紙およびExcelで名簿等を作成・管理する場合

- 最新データの連携に向けた定期的な情報更新
- 災害時の停電等に備え、Excel形式で作成している場合も紙媒体でバックアップを作成

システムで名簿等を作成・管理する場合

- 被災者台帳に対して情報提供可能なシステムの導入
- 総合福祉システム等関連システムとの連携による管理情報の随時更新
- データの定期的なバックアップ

<管理方法に応じた情報連携方法の策定>

- 市町村から都道府県に対して、どのような媒体で所有しているか、どのようなデータ連携が可能かを伝達する
- 都道府県から市町村へ働きかけ、具体的なデータ受渡し手順や業務担当者等について、協議および事前の合意形成を図ることが重要であるため、市町村は都道府県の働きかけに対応する（P.10再掲）

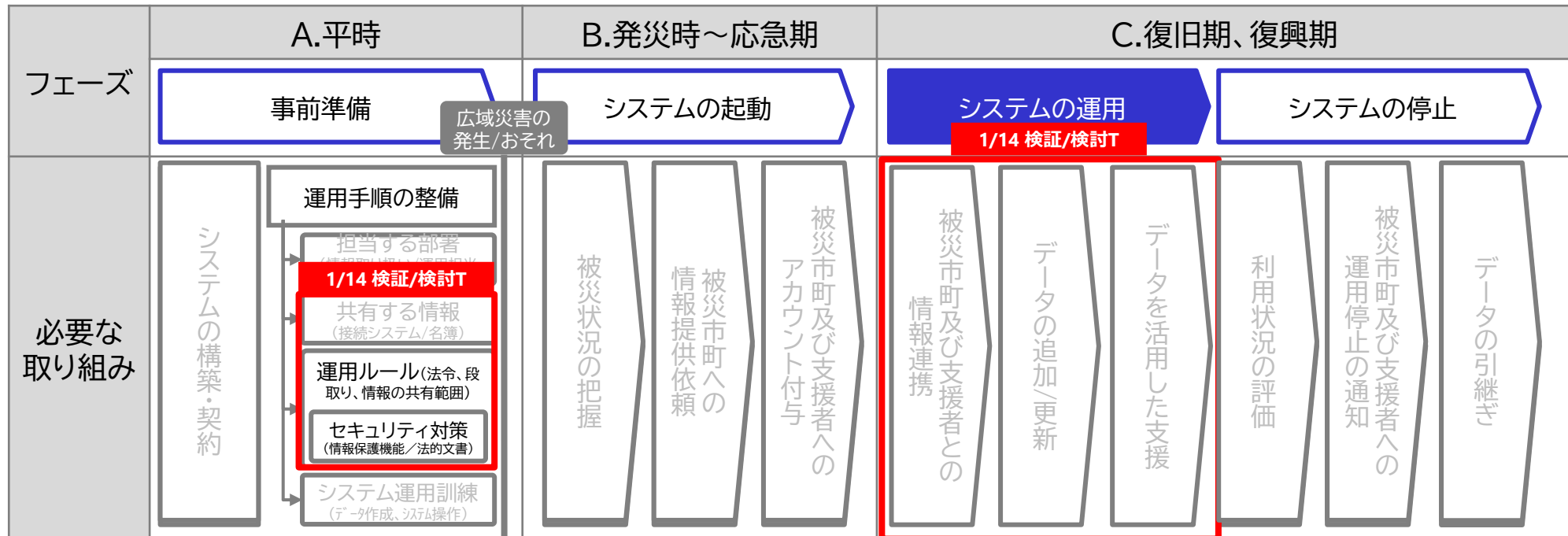
参考：内閣府（防災担当）『避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針』（平成25年8月（令和3年5月改定））
一般財団法人全国地域情報化推進協会『避難行動要支援者名簿管理システム導入手引き』（令和4年3月）

A. 平時（事前準備）

■ 運用手順の整備

- 共有する情報
- 運用ルール（法令、段取り、情報の共有範囲）
- セキュリティ対策（情報保護機能／法的文書）

＜広域被災者データベース・システムの運用期間＞





運用ルール-法令、情報の共有範囲／セキュリティ対策-情報保護機能/法的文書 <石川県>

- 被災者データベースを運用するため、発災後に個人情報を取り扱う際の根拠規定の整理、情報提供を依頼する通知の発出、システム運用規定・規約の作成、個人情報ファイル簿の作成等を実施。これらに多くの時間を要したことから、**事前に都道府県の役割を明確にしておく**ことが望ましいと考えられる。

#	課題・背景	石川県の対応
1	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報を取り扱う上での根拠規定の整理と専門機関への確認に時間を要した。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報を取り扱う上での根拠規定の整理と専門機関への確認を行った。
2	<ul style="list-style-type: none"> 石川県が受領した6市町の被災者台帳に石川県が収集したもので一部市町では未保有の被災者情報を提出いただく必要があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者データベースを構築するため、被災6市町及び全国都道府県、市区町村に対して情報提供を依頼する通知を発出した。
3	<ul style="list-style-type: none"> 広域避難により被災者が全国に移動し、支援が必要な人を特定できなかった。 	
4	<ul style="list-style-type: none"> 多くの自治体、外部支援者と情報共有する上で共通のルールが必要であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者データベースを運用するため、規定・規約類を作成した。 被災者データベースの個人情報ファイル簿を作成した。
5	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法に基づいた個人情報の取り扱いを理解する必要があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の個人情報を収集する際に、その利用目的を明示し、本人同意を得た。
6	<ul style="list-style-type: none"> 委託契約を結んでいない民間支援者への個人情報の提供が可能か／受領した情報を被災者データベースに取り込むことが可能か判断に迷った。 	<ul style="list-style-type: none"> 委託契約等を取り交わした民間団体とのみ、情報連携を行った。



運用ルール-法令、情報の共有範囲／セキュリティ対策-情報保護機能/法的文書 <市町>

- 被災市町、避難先市町、外部支援者は、被災者支援にあたる中で、個人情報の取り扱いで苦慮する場面が多く生じ、迅速かつ効率的な被災者支援を行う上で支障となった。

#	課題・背景	市町・外部支援者の対応
1	<ul style="list-style-type: none"> 委託契約を結んでいない民間支援者への個人情報の提供が可能か／受領した情報を被災者データベースに取り込むことが可能か判断に迷った。 委託を受け行政機関の職員として被災者支援にあたる民間事業者に対し、外部の民間支援者から個人情報の提供依頼があったが、提供してよいか判断が困難であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 委託契約等を取り交わした民間団体とのみ、情報連携を行った。
2	<ul style="list-style-type: none"> システムの利用契約上の定めにより、被災者からの聞き取りに従事した他都道府県からの応援職員に対し、聞き取った情報をシステムに入力するためのアカウントを付与できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町職員のアカウントを他都道府県からの応援職員に貸与した。
3	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の情報を第三者に提供することの本人同意が取れないケースがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> 調査時に個人情報の第三者への提供に関する本人同意を口頭あるいは書面で取得するようにした。
4	<ul style="list-style-type: none"> DV等の機微な情報は閲覧制限されており、その取り扱いや外部への提供について判断が困難であった。 	<ul style="list-style-type: none"> DV等の機微な情報は市町の担当者のみが閲覧し、外部支援者にも提供しなかった。



運用ルール-法令、情報の共有範囲/セキュリティ対策-情報保護機能/法的文書 <都道府県>

- 都道府県は、**被災者情報連携するための手続きと適切な被災者情報管理方法の策定**を平時に実施しておくことで、情報連携を迅速に行いきめ細やかな被災者支援につなげることが可能となると考えられる。



被災者情報連携するための手続き

適切な被災者情報管理方法の策定

① 受け渡しに係る根拠規定

- 被災者支援にあたり必要な個人情報の取得、利用・提供を可能とするための根拠となる法律や規定を整理
- （必要に応じて）根拠となる法律や規定の適用の考え方に関し、有識者への確認
- 被災者支援に携わる関係者に対する、個人情報の受け渡しに係る根拠規定の周知、共通認識の醸成

<情報管理（保護措置）>

- 個人情報保護基本方針の策定と職員への周知
- セキュリティポリシー、利用規約の作成
- 個人情報ファイル簿への記載
- 事務処理マニュアル、実施手順書等の作成
- 取得、保存、提供、削除・廃棄の台帳等への記録
- 個人情報保護に関する監査の実施

②-1 個人情報の授受に関する手続き

- 情報の受け渡しに必要な通知の発出目的の明確化
- 提供を受けようとする情報範囲の設定
- 情報の受け渡しに必要な通知のひな形作成

②-2 提供範囲を想定した手続き

- 個人情報の提供先として想定される外部支援者のリストアップ
- 地域防災計画、受援計画への具体的な組織の位置付け
- 個人情報の提供先として想定される外部民間支援者との協定、委託契約等の締結

<人材の育成>

- 災害対策を担当する部署における、災害対応に関する法律等の解釈及びその運用に知見を有する職員の育成
- 災害対応に関する法律等の解釈及びその運用に関する研修の実施
- 情報セキュリティ研修の実施

③ アクセス範囲の設定

- どの業務を行うために、誰が、何の情報にアクセスする必要があるかを可視化
- アクセス権限付与ルールの決定

<個人情報の提供に関する同意>

- （必要に応じて）個人情報の第三者への提供に関する本人同意の取得



運用ルール-法令、情報の共有範囲/セキュリティ対策-情報保護機能/法的文書 <市町村>

- 市町村（災害対応にあたる部署、システム管理を行う部署）は、**被災者情報連携するための手続きと適切な被災者情報管理方法の策定**を平時に実施しておくことで、迅速な被災者支援につなげることができると考えられる。



被災者情報連携するための手続き

<①提供範囲を想定した手続き>

- 個人情報の提供先として想定される外部支援者のリストアップ
- 地域防災計画、受援計画への具体的な組織の位置付け
- 個人情報の提供先として想定される外部民間支援者との協定、委託契約等の締結

<②アクセス範囲の設定>

- どの業務を行うために、誰が、何の情報にアクセスする必要があるかを可視化

適切な被災者情報管理方法の策定

<個人情報の提供に関する同意>

- （必要に応じて）個人情報の第三者への提供に関する本人同意の取得

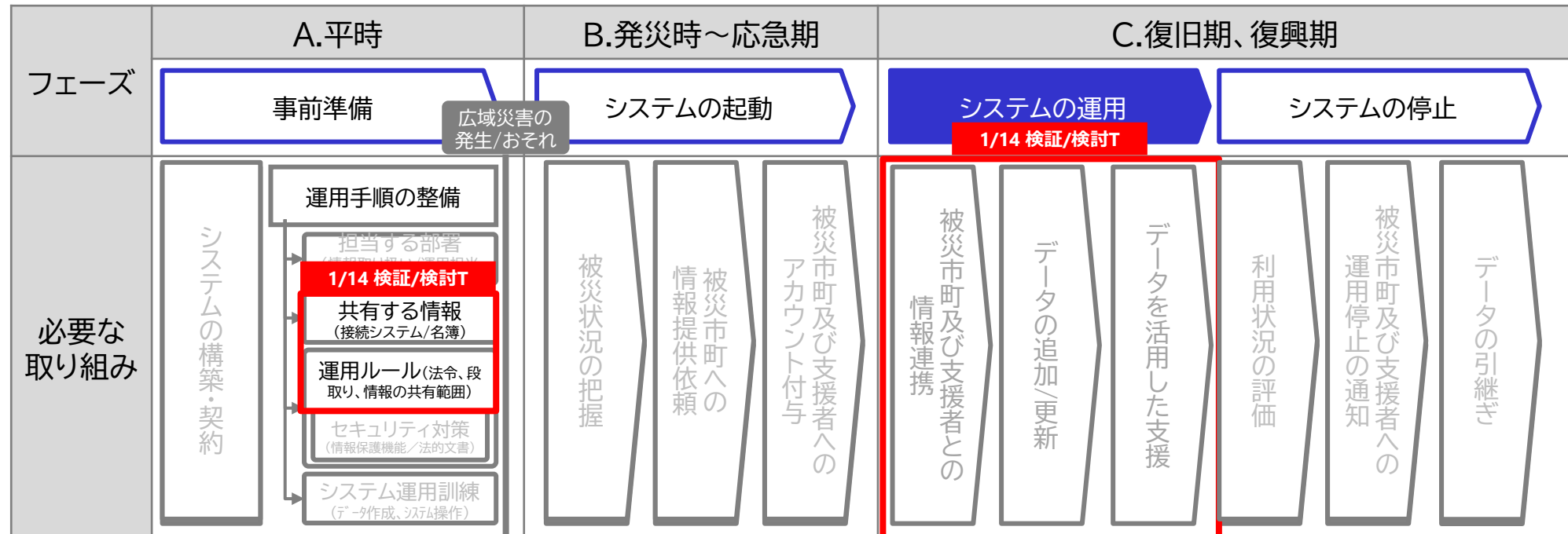
A. 平時（事前準備）

※1/14検討/検証チーム内では取り扱わないが、意見募集の際には、内容をご覧ください対象となります

■ 運用手順の整備

- 担当する部署
- システム運用訓練（データ作成/システム操作）

＜広域被災者データベース・システムの運用期間＞

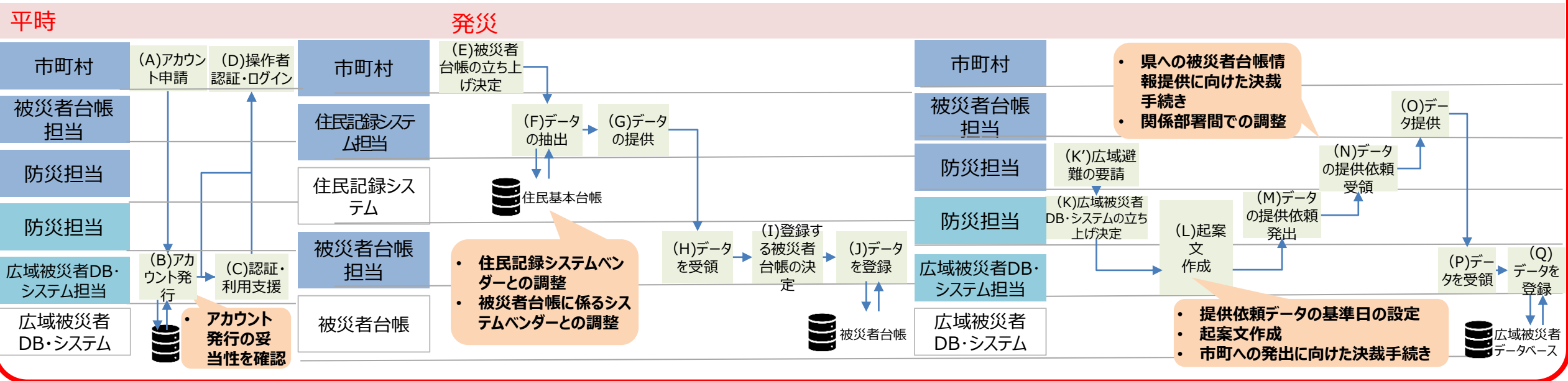


A. 平時（事前準備） 担当する部署 <都道府県・市町村>

- 発災後に円滑に情報連携を行うために、都道府県において被災者の基本情報の受け渡し業務の流れと担当部署・役割を整理し、市町村との協議を経て運用体制を構築することが必要である。
- 石川県事例の場合には、県の防災危機管理部署、デジタル部署、市町住民情報担当部署が基本情報の定義から受け渡しに関与、市町においては、防災担当、住民記録システム担当、被災者台帳担当が情報の受け渡しに関与した。

▼ 広域被災者データベース・システムを活用における 都道府県と市町村で基本情報の受け渡しの流れと担当部署および役割のイメージ

凡例	市町村	都道府県
----	-----	------



※個別の被災者支援業務に広域被災者データベース・システムを活用する場合には、業務を所管する部署との連携が必要となる

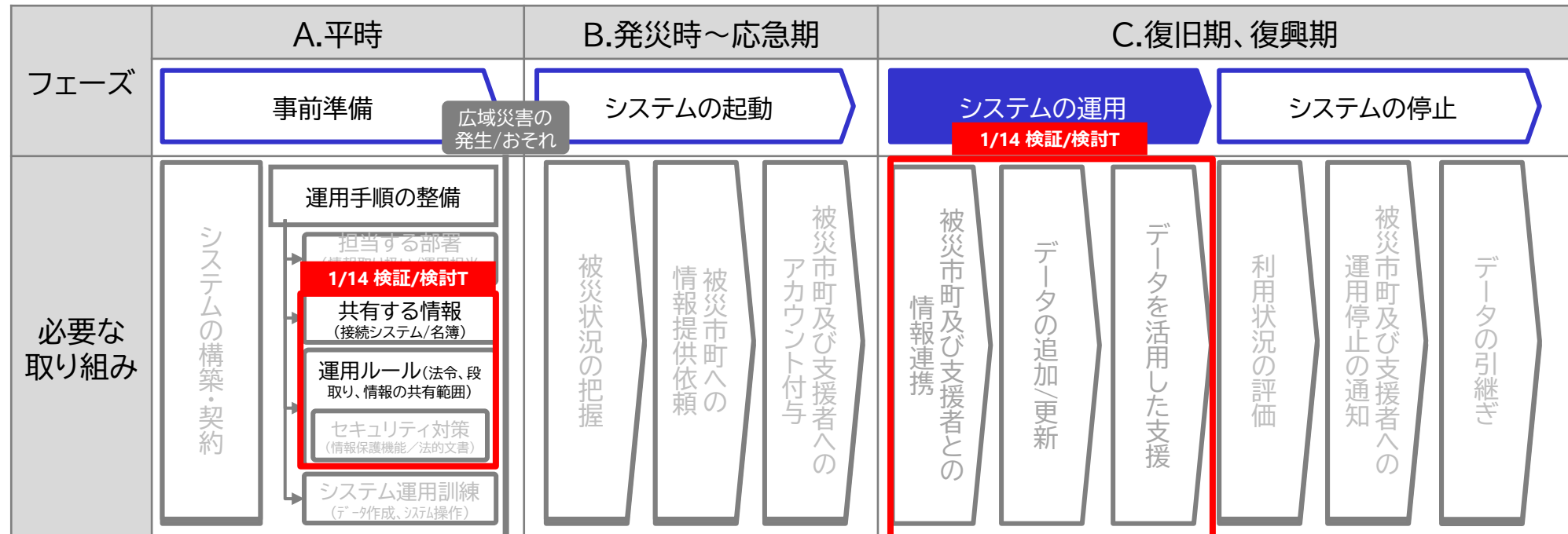
A. 平時（事前準備）

※1/14検討/検証チーム内では取り扱わないが、意見募集の際には、内容をご覧ください対象となります

■ 運用手順の整備

- 担当する部署
- システム運用訓練（データ作成/システム操作）

＜広域被災者データベース・システムの運用期間＞



A. 平時（事前準備）

システム運用訓練-データ作成、システム操作 <都道府県・市町村>

- データの作成・受け渡しやシステム操作を円滑に行えるよう、構築したシステムを活用して**都道府県と市町村の担当者をすり合わせた上で訓練内容を構築し、実行する取り組みが必要**であると考えられる

<訓練例：基本情報の受け渡し (1/3)※地震災害かつ住民基本台帳と接続していないことを想定>

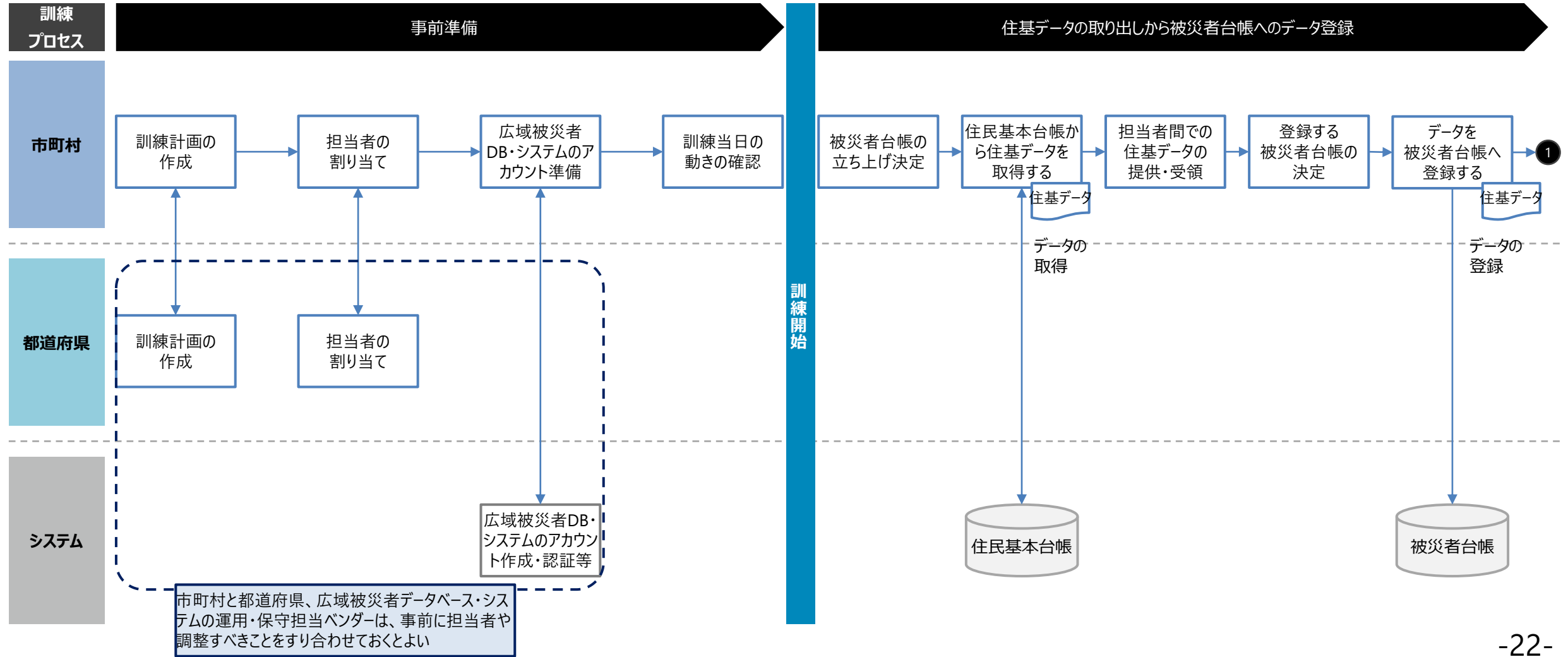
<p>訓練の対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 都道府県：防災部署、デジタル部署、市町村住民記録システム管理部署 • 市町村：防災部署、デジタル部署、住民情報管理部署、被災者台帳担当
<p>訓練例 (石川県の事例に基づくもの)</p>	<p>事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> • 事前準備：担当者の割当、訓練当日の動きの確認・計画作成、アカウント準備（申請・発行・認証/ログイン確認） • 訓練の開始 <p>市町村</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被災者台帳の立ち上げが決定する ②住民基本台帳から住基データを取得する ③住基データを市町の被災者台帳担当者へ提供する ④登録する被災者台帳を決定する ⑤データを被災者台帳へ登録する <p>都道府県</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑥データの提供依頼を発出する ⑦データを受領・登録する ⑧(市町村から連絡を受け)広域被災者データベース・システムへアップロードされているのを確認する また、正しく取り込まれない/ズレが生じる等の場合、ベンダーに問合せし、事後の対応を明確化する ⑨広域被災者データベース・システムのアカウントを発行・認証を行う ⑩(市町村から連絡を受け)広域被災者データベース・システムへ操作者がログイン・データ参照が行えたことを確認する <p>※検証環境と本番環境を用意する仕様としているため、コールドスタンバイが完了できていれば検証環境にダミーデータを挿入する事前準備を行い、必要な担当者と市町村と受け渡しの訓練を行う</p> <p>振り返り・終了</p> <ul style="list-style-type: none"> • 情報の受け渡し訓練の振り返りを行い、できていること・課題の確認・改善策の検討を行う



システム運用訓練-データ作成、システム操作 <都道府県・市町村>

■ 受け渡しの訓練の例は以下の通り。※地震災害かつ住民基本台帳と接続していないことを想定

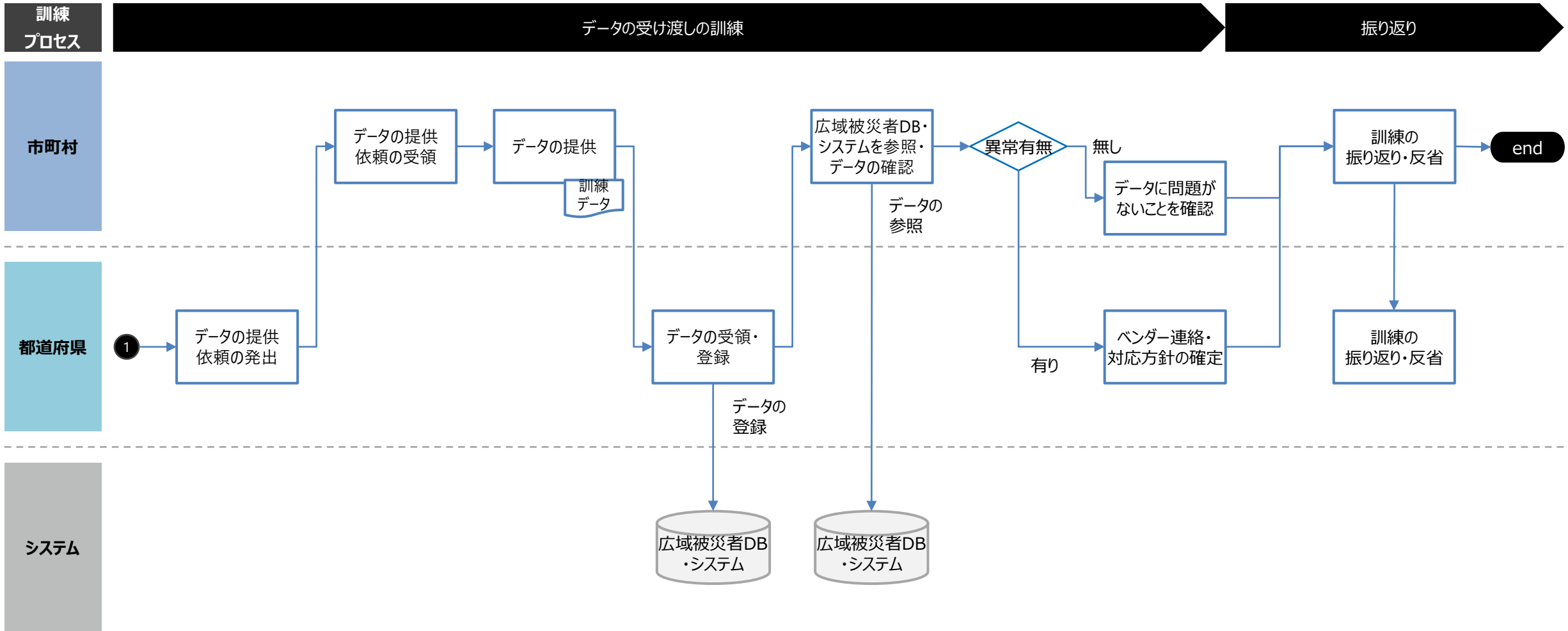
<訓練例：基本情報の受け渡し (2/3)>



システム運用訓練-データ作成、システム操作 <都道府県・市町村>

■ 受け渡しの訓練の例は以下の通り。※地震災害かつ住民基本台帳と接続していないことを想定

<訓練例：基本情報の受け渡し (3/3)>



意見交換 15分

——— 特にご意見をいただきたい方

——— ご意見の観点

検証(ASIS)

石川県が応急的に構築した被災者データベースの立ち上げ期から**支援対応をご経験された方**
主に**石川県下の市町の皆さま**

石川県や市町の取り組み実態において**提示の事項に不足があれば補足**

検討(TOBE)

運用の手順の実施者となる
主に**都道府県および石川県下市町の皆さま**

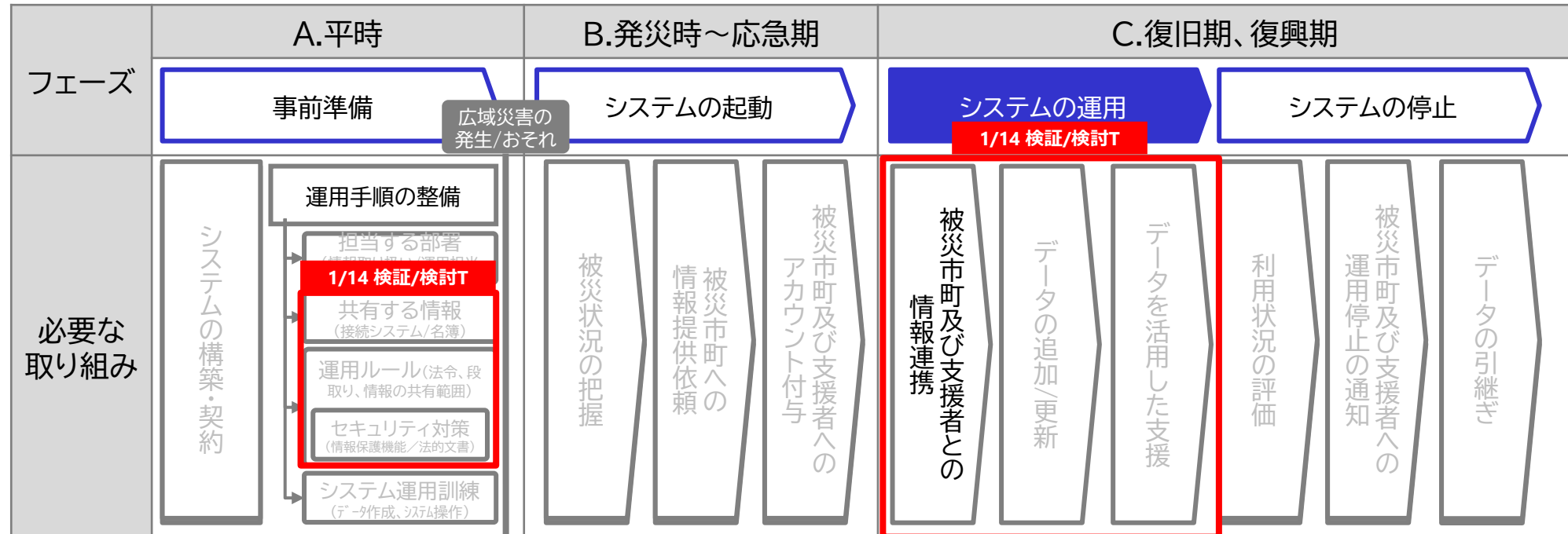
都道府県と市町村が行っておくべき役割と手順案 **本会議で決めたいこと** について、

- ✓ 発災後の対応の円滑化に向けた備えとして、**提示の内容や方法の不足がないか**
- ✓ 提示の内容や方法（のちに手順書に記載する内容）を見て、当該段階ですべきことがわかり、**実行に移すことができるか、できない場合には、何が不足しているか**

C.復旧期、復興期（システムの運用）

- 被災市町及び支援者との情報連携
- データの追加/更新
- データを活用した支援

＜広域被災者データベース・システムの運用期間＞



再掲(P8)

■ 発災後から応急的に「被災者データベース」を構築し、県が市町から受け取る情報の定義や受け渡し方法の具体化の協議や調整を行ったため、被災者台帳情報をデータベースに取り込むまでに時間を要した。

【課題・背景】

- 令和6年能登半島地震への対応にあたっては、広域避難者や避難所外被災者が多数発生。
- 被災者を把握し、支援を実施する必要があったが、被災者台帳の作成主体である市町の被害が甚大で、各主体(被災市町、県、民間支援団体等)が各々で取得した被災者の情報共有が困難。
- 石川県が市町の被災者台帳の作成支援のため、発災後から応急的に被災者データベースを構築することとした。

【石川県の対応】

<基本情報の定義から被災者データベースへの取り込み>

- 基本情報の定義に際し、危機対策部署、市町支援部署、デジタル部署で協議を行い、災害対策基本法に基づき、市町に提供依頼をする基本情報を決定した。住民基本台帳の情報を各市町の被災者台帳におけるマスタデータとして、被災者データベースに連携し、被災者個人の特定に活用することとした。
- 個別市町との受け渡しの具体化のため、被災6市町の被災者台帳のシステムベンダーと住民基本台帳のシステムベンダーの協議に加わり、被災6市町と被災者データベースに取り込むデータのカタログと形式や、具体的な受け渡しの手順と役割分担を決定。
- 発災から被災者台帳情報を被災者データベースに取り込むまで51日（1/1-2/21）を要した。

C.復旧期、復興期（システムの運用） 被災市町及び支援者との情報連携 <都道府県・市町村>

- 発災後、都道府県から情報提供依頼が発出され、市町村の広域被災者データベース・システムの利用開始環境が整ったのち、市町村は、平時に合意した受け渡しのフローに沿って都道府県に基本情報の提供を行うことが望ましい。
- 都道府県、市町村各組織において、支援業務の対応部署にシステムの利用開始を周知することが重要と考えられる。

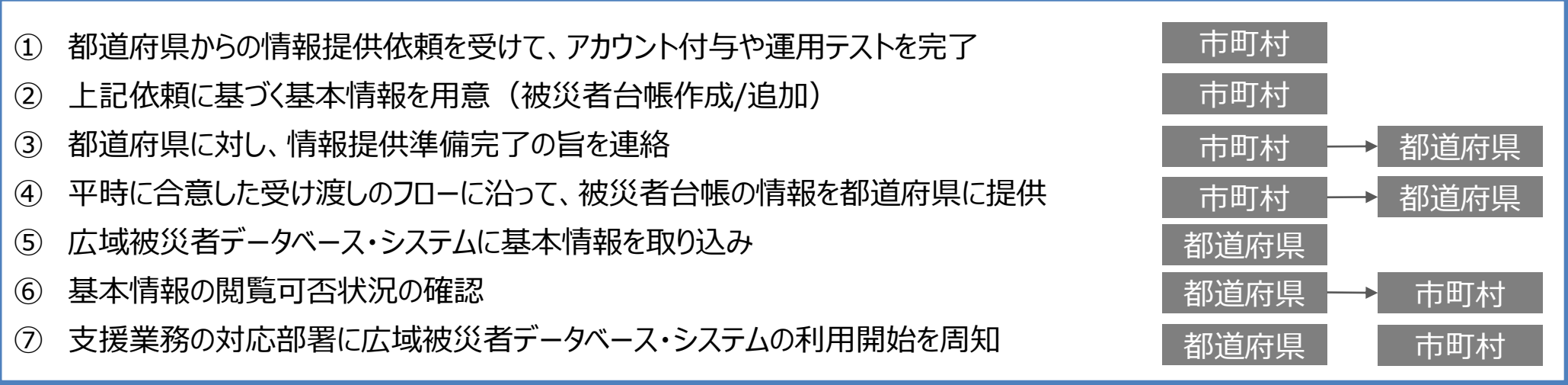
平時



発災

※市町村のインフラ被害や人的被害状況によって異なるが、可及的速やかに実施

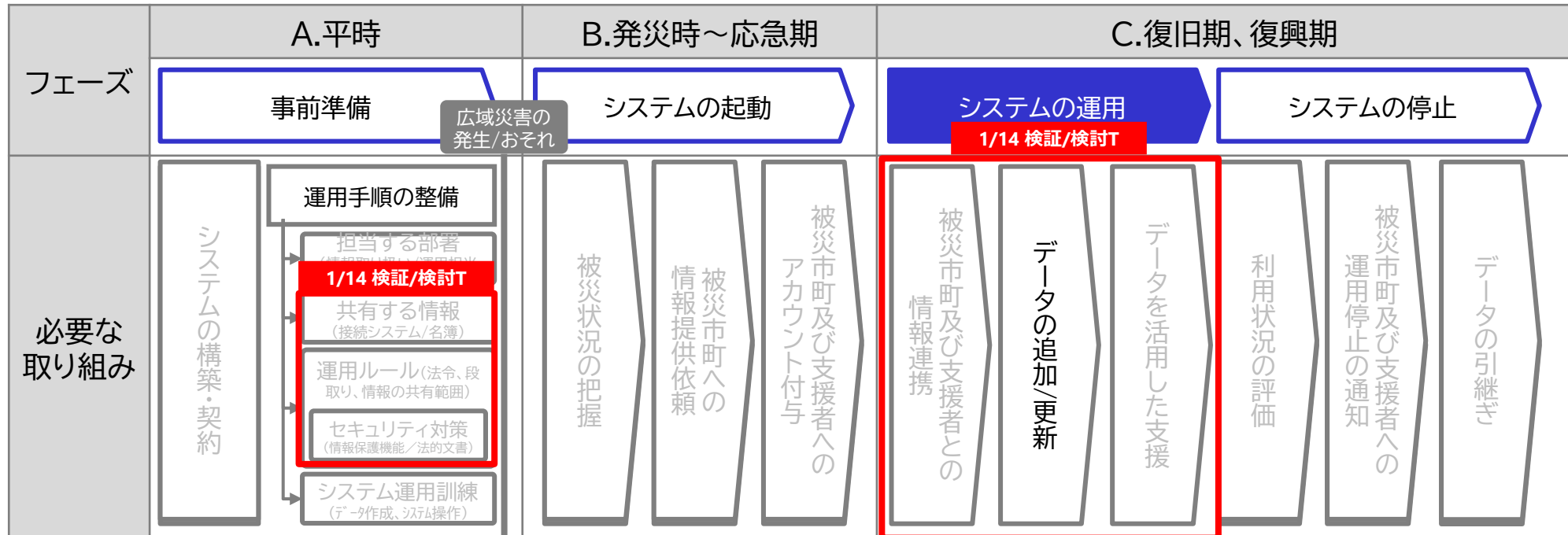
応急期〜復旧・復興期



C.復旧期、復興期（システムの運用）

- 被災市町及び支援者との情報連携
- データの追加/更新
- データを活用した支援

＜広域被災者データベース・システムの運用期間＞



C.復旧期、復興期（システムの運用）

データの追加/更新（避難所外被災者等の情報把握） <石川県>

- 石川県では被災者自らの情報発信を受け付ける取り組みとして、LINE、コールセンター、被災者受付カード（紙媒体）を活用した。**紙の場合、人手不足によりデジタル化やその後の活用に至らない、デジタル・アナログにかかわらず、被災者情報の継続的な収集が困難等の課題があった。**

【課題・背景】

- 避難所外被災者等、行政が被災者情報を把握することが困難な場合、被災者自ら情報の発信を実施いただいていた。
- 被災者が被災者受付カード（紙媒体）で情報発信を行った場合、データ連携方法を事前にすり合わせられていなかったため、紙からデジタル化を行うことができず、被災者データベースへの連携ができなかった。
- また、デジタル・アナログに関わらず、居所情報等が継続的に取得することができなかった。

	メリット	デメリット
デジタル	【運用主体】 アナログと比較して関係者間での情報連携を容易に短時間で行うことができる	【運用主体】 デジタル対応が困難な高齢者等へのフォローが必要 【利用者】 ネットワーク切断や停電などにより、電子システムにアクセスできない被災者は情報登録できない
アナログ	【運用主体】 デジタル対応が困難な高齢者等からも情報収集が可能 【利用者】 電子システムにアクセスできない状況にあっても、情報登録が可能	【運用主体】 情報連携にあたり、紙媒体で収集した情報をデジタル化する作業が必要で、他の災害対応業務と比較して優先順位が下がりやすく、収集した情報を連携・活用しにくい

【石川県の対応】

- 情報発信ツールとして、LINE、コールセンターに加え、県が紙で被災者受付カードの様式を作成。被災市町の役所・役場で被災者受付カードを受け付けた。



被災者受付カード -29-

C.復旧期、復興期（システムの運用）

データの追加/更新（避難所外被災者の情報把握） <都道府県・市町村>

- デジタル化への対応が困難な方々に対しては、アウトリーチや平時からの情報連携を踏まえた対応が必要となる。
- 継続的な情報収集については、発災前からの被災者情報の連携を促す対応を行い、発災後には民間アプリケーションを利用した定期的な情報収集の呼びかけ対応等を行う必要があると考えられる。

【多様な情報収集手法の確立】

- 既存のアウトリーチ・紙媒体による対応は継続しつつも、デジタル化対応(LINE、スキャナー等)により迅速な情報収集の方法を多面的に整備することが必要
- 収集した情報が広域被災者データベース・システムに連携され、後続の支援業務に活用されるために、取得方法のみならず、連携方法も見据えた設計を行う

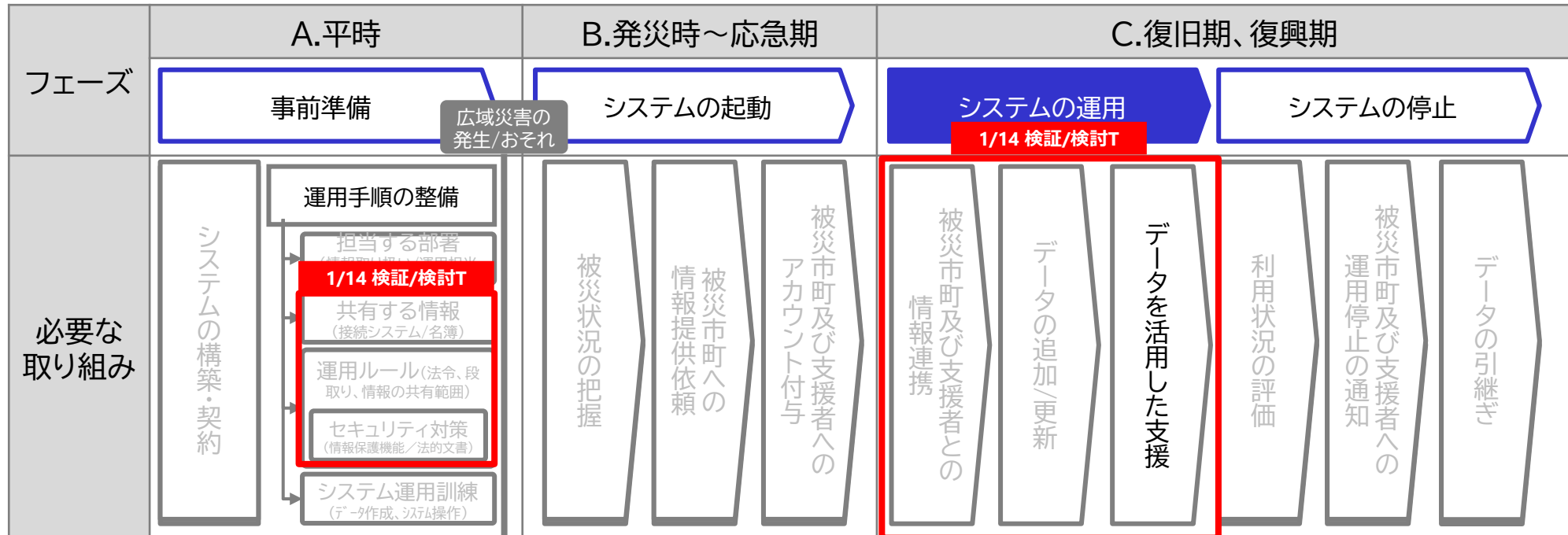
【継続的な情報収集施策（例）】

- デジタルを中心とした情報取得ツールの活用による情報連携ハードルの低減
- 市町村との共有や有事の際の情報利用に関する利用者の平時からの同意の取得
- 継続的な情報収集に向けた民間アプリケーションの利用検討

C.復旧期、復興期（システムの運用）

- 被災市町及び支援者との情報連携
- データの追加/更新
- データを活用した支援

＜広域被災者データベース・システムの運用期間＞



C.復旧期、復興期（システムの運用） データを活用した支援 <石川県>

- 県が行う支援（避難、見守り、給付等）から、被災者の居所や連絡先等を把握。
- 被災者データベースを活用し、広域避難者など県で把握する情報を含め、自治体間での情報連携を検討。

【課題】

- 特定の支援業務に限らず、把握、記録した被災者の情報を一つのデータベースに整理することが重要。
- 集約した情報を市町の被災者支援業務にどのように活用すべきか十分に理解されておらず、一部では活用されたケースもあったが、被災者支援のDXまでには至らなかった。

参考_2024/11/27第2回検証チーム資料
一部業務は省略している。

【石川県の対応】

業務類型	業務	被災者データベースを活用できたケース（一部）	被災者データベースを活用できなかったケース（一部）
避難	広域避難対策（避難所運営業務）	<ul style="list-style-type: none"> • ライフラインの状況等に鑑み、輪島市から2次避難の要請を受け、被災市町および県、広域避難先市町間で被災者情報を連携し、累計73人の広域避難および健康確認等を実施することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> • 1.5次および2次避難所への避難および健康確認等を実施するにあたり、被災者データベースを活用し、関係者間で被災者情報を連携することができなかった。
見守り	被災者見守り・相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> • 仮設住宅入居者等の自立・生活再建状況および健康状況について、個別の相談等を通じて確認し、生活再建に向けた課題解決に向けて、各支援者間で被災者データベースを活用して情報共有を行い、継続して支援を実施することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> • 電気事業法第34条に基づき、電力データを活用して、被災者の個別訪問にあたって在宅状況等を把握することができなかった。
給付	義援金の給付	<ul style="list-style-type: none"> • 市町が独自に実施する義援金給付にあたり、石川県の義援金給付情報を連携することで、市町がプッシュ型で義援金を給付することができた。 • 石川県が実施する義援金給付申請手続きが完了していない人を抽出し、情報発信を実施することができた。 	<p>他の義援金（市町の義援金、生活再建支援金、災害弔慰金、災害障害見舞金等）の給付</p> <ul style="list-style-type: none"> • 被災者から初めて給付申請された際の情報を被災者データベースに取り込み、当該情報をもとに、他給付金等についても、都度申請するのではなく、プッシュ型で給付を実施することができなかった。
その他	入浴支援	<ul style="list-style-type: none"> • 石川県が交通系ICカードを活用して被災者の居所情報を把握することができた。 	-

C.復旧期、復興期（システムの運用） データを活用した支援 <都道府県・市町村>

- 想定される定型/定常業務へのデータ利活用を推進する。
- 想定できない対応/業務にも、データを効果的に利活用することを検討することが重要である。

<被災者台帳の整備と広域被災者データベース・システムによる情報の集約>

都道府県及び市町村は、広域災害時、広域避難が生じる状況下を想定し、切れ目のない被災者支援を展開するため、

市町村は、被災者台帳の整備について積極的に検討し、

都道府県は、被災者の情報を一つのデータベースに整理し、被災市町村や都道府県、民間の支援団体と、必要な情報連携を行う。

データの利活用にあたっては、現場とデータをつなぐ人材の確保（民間のデジタル人材等の活用）が重要

※上記を踏まえて、都道府県及び市町村の具体的な手順を細分化し、導入手順書に記載をする。

※導入手順書では、令和6年能登半島地震での対応を踏まえて、広域災害時に想定される「避難者の健康管理業務」及び「被災者見守り・相談支援業務」をユースケースとして、データ利活用する手順を整理する。

データを活用した支援（広域避難に係る避難者の健康管理業務） <石川県・市町>

- 広域避難に係る避難者の健康管理業務について、発災後の状況を踏まえてデータを活用した支援の仕組みを整えたとしても、業務オペレーションの変更や入力担当者への設置、仕組みの利用方法の教育が難しいという課題があったことから、支援の関係者間で**データ活用した支援について平時から協議することが必要だと**考えられる。

【課題】

- 様々な支援者により健康管理業務が実施されたが、そこで得られた情報が紙ベースで保存されたため、広域避難先での健康管理業務や、避難者の状況に応じた避難所の支援体制の最適化に生かすことができなかった。（参考資料へ）
- 機械やビューアなどデータベースに情報を入れる・閲覧する仕組みを整えたとしても、すでに遂行されている業務オペレーションを変えることや、入力担当者をつけること、仕組みの利用方法の教育が難しかったことが課題となり、健康管理シートのデータ連携ができなかった。（参考資料へ）

【石川県の対応】

- 1.5次避難所の対応に当たった支援者と協議し、移動前の健康管理情報を1.5次避難所に連携できるようにするため、紙ベースの記録をスキャンし、PDF化するため機械やビューアなどデータベースに情報を入れる・閲覧する仕組みを整えた。
- 第2回ワークショップにおいて、広域避難先の健康管理業務を行う支援者が、避難前から連携を受けることで被災者や支援者の負担軽減につながる見込みのあるデータ項目として、厚生労働省の健康相談票を参考に議論を行った。（参考資料へ）
- 厚生労働省様式の既存項目は健康管理業務上全般的に必要な項目であることに加え、既存項目に加えて追加であることが望ましい項目として、ケアマネジャーの連絡先や、避難所内の看護師による申し送り情報等が挙げられた。（参考資料へ）

C.復旧期、復興期（システムの運用）

データを活用した支援（広域避難に係る避難者の健康管理業務） <都道府県・市町村>

- 広域避難時に備え、都道府県と市町村の福祉部署、デジタル部署で、業務として共通化を目指すことができるデータ項目や取得データの受け渡しフロー等について協議を進めることが望ましい。

<都道府県と市町村が行う平時からの協議>

健康管理業務に必要なデータを広域被災者データベース・システムを活用して広域避難先に連携することを目指し、避難所で健康管理業務を担う市町村の福祉部署、市町村のデジタル部署、都道府県の福祉部署、都道府県のデジタル部署、支援関係者で、**各自自治体の災害対応の考え方を踏まえて以下の点について協議を進めることが望ましい。**

- 広域避難が発生する場合に備え、都道府県下では共通化が目指せる健康管理業務に必要なデータ項目（共通化が難しい場合には、要支援度の高い支援対象を判断するために共有が必要なデータ項目）、データの範囲と広域被災者データベース・システムで取り扱う情報の範囲（例：DV等の機微な情報は健康管理業務上関与してくるが、広域被災者データベース・システムに取り込むか否か、フェイスシート記載の項目については最低限データ化する）
- 援護の実施に必要な情報取得方法（アナログ・デジタル）
- 取得方法に応じて開発が必要な機能・非機能要件
- 取得データ受け渡しのフロー

※2024/12/17実施の健康管理業務に関するワークショップを踏まえた広域被災者データベース・システムのデータモデルや機能・非機能要件は標準仕様書にて提示

<発災後データを活用した支援の実施>

- 健康管理業務支援者は、平時に協議した内容に基づき、広域避難先での被災者の健康管理業務に活用する
- 避難所の管理者においては、各避難所の支援ニーズを俯瞰してとらえ、不足する支援リソースの把握・調達や限られた支援リソースの配置検討に活用する

意見交換 15分

——— 特にご意見をいただきたい方

——— ご意見の観点

検証(ASIS)

石川県が応急的に構築した被災者データベースの立ち上げ期から**支援対応をご経験された方**
主に**石川県下の市町の皆さま**

石川県や市町の取り組み実態において**提示の事項に不足があれば補足**

検討(TOBE)

運用の手順の実施者となる
主に**都道府県および石川県下市町の皆さま**

都道府県と市町村が行っておくべき役割と手順案 **本会議で決めたいこと** について、

- ✓ 発災後の対応の円滑化に向けた備えとして、**提示の内容や方法の不足がないか**
- ✓ 提示の内容や方法（のちに手順書に記載する内容）を見て、当該段階ですべきことがわかり、**実行に移すことができるか、できない場合には、何が不足しているか**

参考資料

参考資料では検証/検討で提示した内容の詳細を記載しています
ご意見をいただく際に必要に応じてご覧ください

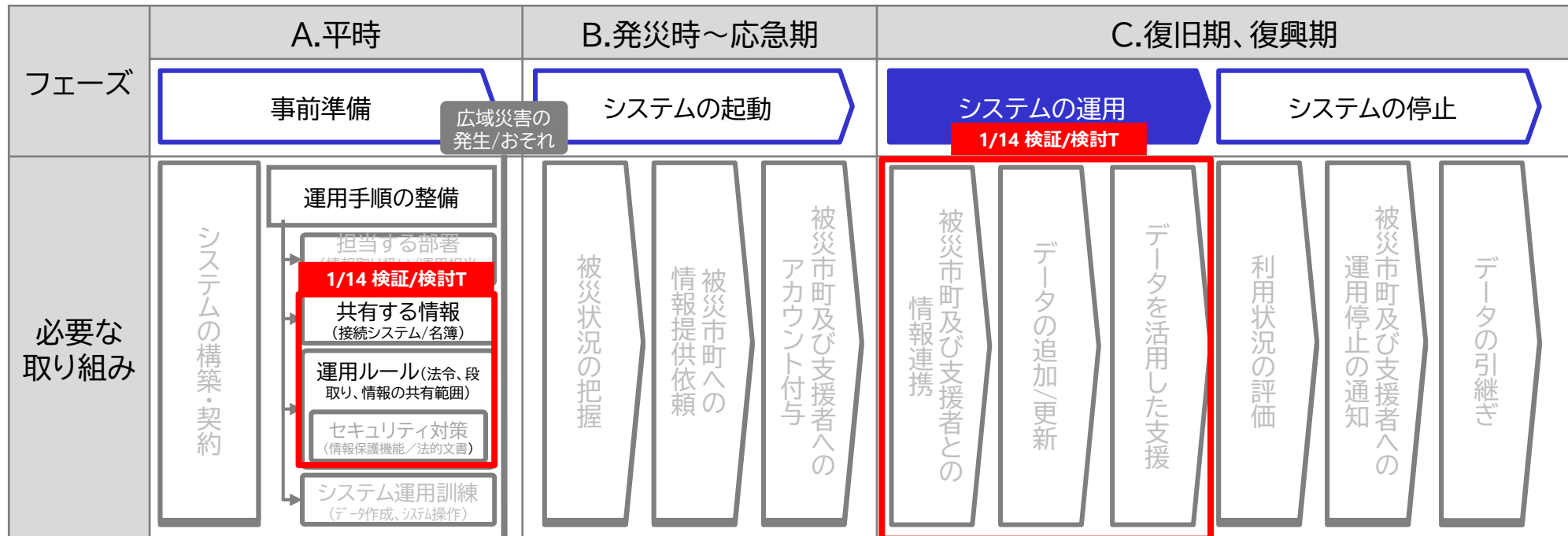
A. 平時（事前準備）

■ 運用手順の整備

- 共有する情報
- 運用ルール（法令、段取り、情報の共有範囲）
- セキュリティ対策（情報保護機能／法的文書）

※一部運用ルールの段取りも含む

<広域被災者データベース・システムの運用期間>





- 石川県では発災後に被災状況を踏まえた被災者データベース構築の調整や意思決定を行ったため、ベンダーとの契約やその後のシステム構築に時間を要した。

<システム構築（契約）>

石川県では、1/5から石川県入りを行った防災DX官民共創協議会と連携しながら**発災から約3週間後に被災者データベースの開発を開始。**

（開発開始までに行った事項については右図参照）

<アクセス権限の設定と付与>

本システムのアクセス権限のルールと設定に必要な申請を求めると、申請に基づく権限付与を実施。

※石川県におけるアクセス権限の対象者とアクセス権限の考え方は第2回検証チームにてご提示済み。

開発開始までに行った整理・調整事項

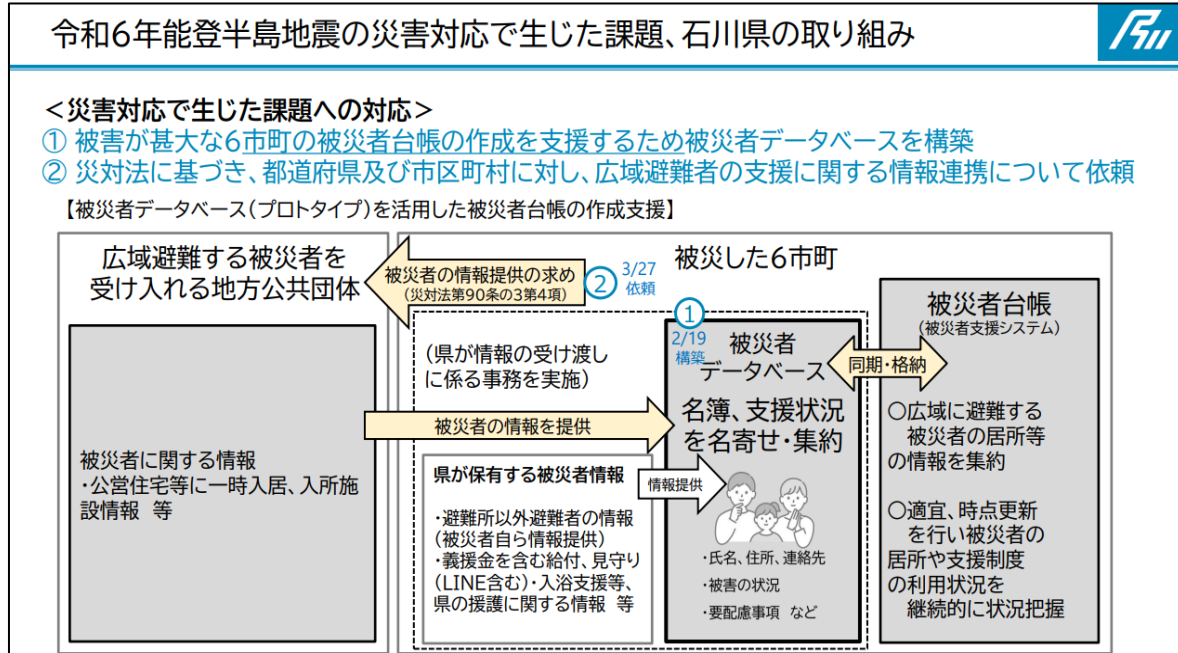
- 2024/1/1 令和6年度能登半島地震発生、災害救助法適用
- 2024/1/7 防災DX官民共創協議会がデジタル推進課に常駐開始
- 2024/1/24 避難者情報管理に必要なデータベース・ダッシュボード開発を開始
- 2024/2/2 1/1時点の住民情報を取得するための方法についてA社に打合せで相談（手作業で復元する場合）
- 2024/2/5 市町への依頼方法、具体的な受け渡し方法、県に提供いただくデータについて認識誤りがないかのA社（システム事業者）確認
- 2024/2/16 1/8から修正した新しい様式での住民データ抽出仕様のA社確認
- 2024/2/16 被災者データベースでの個人情報の取り扱いについて、個人情報保護委員会と協議
- 2024/2/21 データ抽出・市町へのデータ納品（抽出元データは2/20夜間のバックアップデータを利用）
- 2024/2/21 6市町を対象とした被災者データベースに係る説明会（オンライン）、市町から県に被災者情報の提供
- 2024/2/21 B社にて6市町の被災者台帳データ登録、ダッシュボード機能構築
- 2024/3/1 被災者台帳と県被災者データベースとの連携に関する市町との打合せ



- 個別市町からの情報提供に係る法的根拠の整理には、内閣府防災や個人情報保護委員会と協議を行うため、都道府県が広域避難者の情報を確認できるまでには時間を要した。

＜個別市町からの情報提供に係る法的根拠の整理＞

※法的スキームの全体像は第1回検討ワーキンググループ、個別市町との情報の授受に関する法的根拠は第2回検証チームにてご提示済み。



個人情報の取り扱いに関する石川県の対応実態 個別のケース

- ・ 多様な関係者が「被災者データベース」を通じて個人情報を支援業務に活用できるためには、顕在化している個人情報の取り扱いに関する課題への対応を取りまとめ、今後の災害時に円滑に支援を行える備えとすることが必要
- ・ 本日は石川県の対応実態をお示しするため、国、都県、市町、支援者、有識者等の皆様から、提示の対応をもって同様の事由発生時に円滑に対応あたることのできるか、このほかご対応されている業務の視点から発生している課題があるかご意見をいただきたい
- ・ 個人情報の取り扱いに関して、被災者個人や支援を行う市町村、民間支援者の各立場からぶつかった障壁や懸念について、今後開催予定のワークショップにてご議論いただき、対応策を整理したい
- ・ 広域避難に際して被災者の個人情報を活用し、迅速に適切な支援を行うためを利用したい場合に直面した個人情報の取り扱いに課題について、専門家への照会を踏まえた対応策を導入手順書に整理する

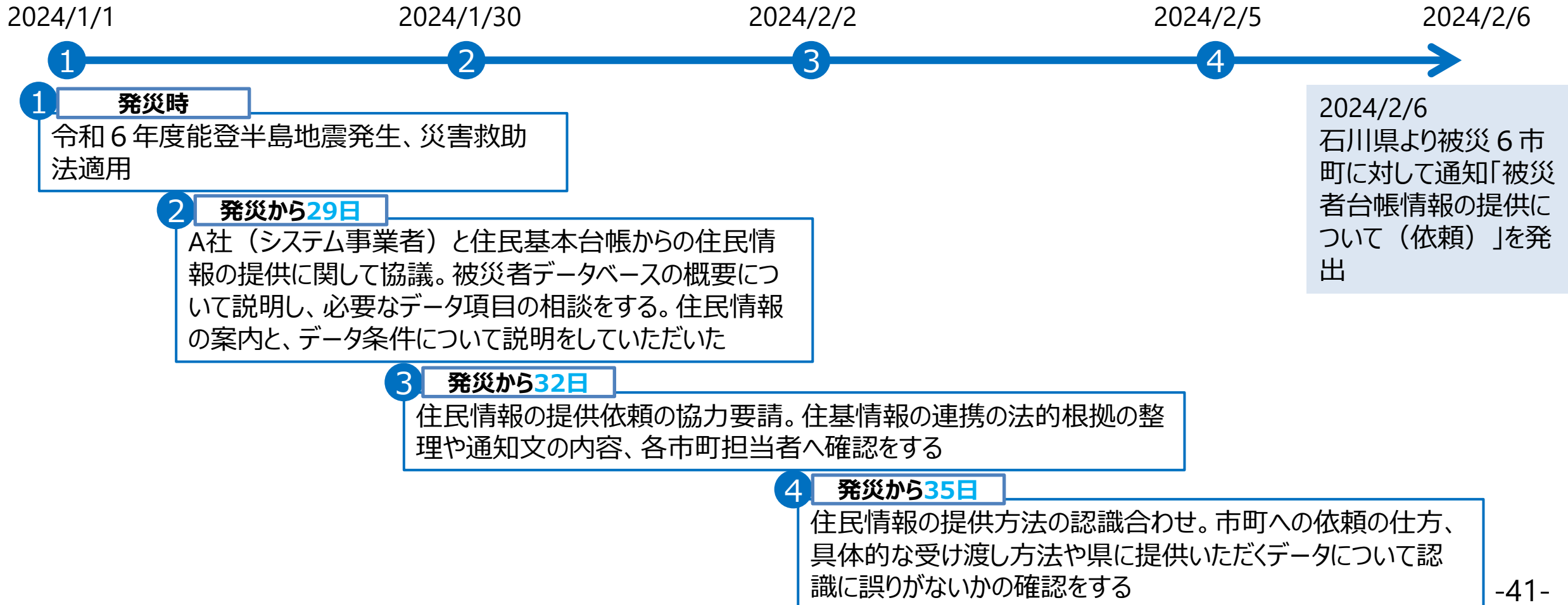
■石川県での対応において特に課題となった事例

1. 被災者台帳や被災者DBに関する都道府県の役割とトリガー
2. 避難行動要支援者名簿／個別避難計画の活用
3. 災害ケースマネジメント等で支援に携わる民間の支援者との情報連携
4. 個人情報の取り扱いに関する対応を検討するための体制構築
5. マイナンバーの活用



- 石川県と被災市町間における基本情報の授受にあたり、発災後の基本情報の定義および住民情報の提供に関する協議、協力要請、法的根拠の整理・通知文の発出における各種認識合わせなどに35日程度要した。

<基本情報の定義のプロセス> 基本情報の定義に係る主要な協議事項等



A. 平時（事前準備） 共有する情報-接続システム/名簿



- 石川県は、被災者個人の特定のための基本情報として住基情報の利用を検討し、被災 6 市町と被災者データベースに取り込むデータのフォーマットと形式を協議。
- 6 市町の被災者台帳のシステムベンダー等と協議し、具体的な受け渡しの手順と役割分担を決定、基本情報を受領。県から 6 市町への被災者台帳情報の提供依頼から被災者台帳情報を被災者データベースに取り込むまでの日数は16日(2/6-2/21)要した。

<個別市町との受け渡しの具体化>

■ 受け渡し方法の具体化プロセス

石川県では 6 市町と住民情報の提供に関する説明や認識合わせを実施し、以下のように受け渡しの流れを整理・具体化

	2月				3月
	6日	9日	16日	21日	1日
実施事項	<ul style="list-style-type: none"> • 6市町へ被災者台帳情報の提供依頼を通知する • 6市町から県に被災者情報の提供をする（1/8出力の住民情報） 	<ul style="list-style-type: none"> • 住民情報の提供依頼説明会を実施。提供依頼の主旨やセキュリティ要件など6市町担当者との認識合わせを行う（参加者：システム担当課、住民課、市民課等） 	<ul style="list-style-type: none"> • 6市町の住民情報をA社（システム事業者）から出力いただく 	<ul style="list-style-type: none"> • 6市町を対象とした被災者データベースに関する説明会をオンラインで実施する • 6市町から県に被災者情報の提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> • 被災者台帳と県被災者データベースとの連携に関する打合せを実施する

A. 平時（事前準備） 共有する情報-接続システム/名簿



- 被災者個人を特定する「基本情報」に関して、どの情報までをデータ項目として連携するかを事前に定義しておくことで発災後により円滑に情報連携が可能となることが考えられる。
- 石川県においては、以下のような情報項目の設定を行った。

住民情報抽出項目のイメージ

抽出目的	令和6年度能登半島地震の被災把握のため
抽出条件/手順	<ul style="list-style-type: none"> 最新住民票情報を元に、基準日時点（2024/1/1）で住民として登録されている対象者を抽出 手動操作によるデータ抽出を行う（転出入があった情報は個別抽出・結果反映をする）

項目名	設定項目	備考
～中略～		
氏名	氏名	
フリガナ	カナ氏名	
通称名	通称名	
通称名フリガナ	通称名カナ	
アルファベット氏名	アルファベット氏名	
アルファベット氏名フリガナ	アルファベット氏名カナ	
漢字併記氏名	漢字氏名	
～中略～		
現住所	住所 番地	住民票上の住所を設定 ※転出者の場合、最終管内住所とする
～中略～		

A. 平時（事前準備） 共有する情報-接続システム/名簿

参考_2024/11/27第2回検証チーム資料

- 令和6年能登半島地震への対応にあたっては、広域避難者(1.5/2次)や避難所外被災者が多数発生。
- 広域避難所の運営(避難者の健康管理等)、避難所外被災者への支援の提供(被災高齢者等の状況把握、医療や福祉的支援へのつなぎ等)を実施

<発災時の利活用(現場ニーズ)>

被災自治体

- ・要支援者の避難支援
- ・要支援者の安否確認の実施
⇒被災高齢者等、避難所外避難者の状況把握

避難先自治体/支援機関

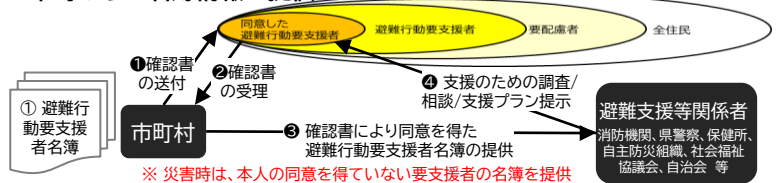
- ・要支援者の広域避難のための情報伝達
⇒受け入れ体制整備(受入先の調整、資機材の準備等)
- ・避難先での要支援者への支援
⇒医療機関への送迎、生活必需品、物資の提供等
- ・要支援者の安否確認の実施
⇒被災高齢者等、避難所外避難者の状況把握
- ・災害時における迅速な情報共有
⇒災対策に基づき、情報提供を受けたい

- 「避難行動要支援者名簿」、「個別避難計画」の策定状況

<避難行動要支援者名簿(災対策第49条の10)>

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、市町村に対し、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿(避難行動要支援者名簿)の作成を義務付けた制度

<平時からの名簿情報の提供>



【石川県内の策定状況】

- 名簿更新 半年~1年に1回: 3団体
概ね1年に1回 : 16団体
- 掲載範囲 要介護認定 : 19団体
身体障害者 : 19団体
知的障害者 : 19団体
精神障害者 : 15団体
難病患者 : 2団体
自治会等必要を認めた者 : 13団体
自ら掲載を希望した者 : 17団体
その他 : 12団体
- 平時からの情報提供団体 : 19団体
- 人口に占める要支援者数 : 9.6%

<個別避難計画(災対策第49条の14)>

令和3年3月の災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化

【石川県内の策定状況】

- 策定済 : 1団体(5.3%)
一部策定済 : 13団体(68.4%)
未策定 : 5団体(26.3%)
- 庁外連携の取組状況
実施中: 8団体(42.1%)
検討中: 9団体(47.4%)
未検討: 2団体(10.5%)
- 平時からの情報提供団体 : 19団体
- 人口に占める要支援者数 : 9.6%

出典)避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果(R5.1.1現在)
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/r4hinan.pdf>

- 「避難行動要支援者名簿」、「個別避難計画」の情報を活用を検討

【課題】

- ・ 名簿情報の利用及び提供の主体が市町村長に限られているため、市町村長が必要と認めない場合は、提供を受けられない。
- ・ 災害時に市町村長が避難先自治体や支援機関からのニーズに応じて名簿情報を提供するプロセスが決まっていない。

【対応】

- ・ 「避難行動要支援者名簿」及び「個別避難計画」の情報を活用できなかった。(被災者データベースに情報連携できなかった)44-

A. 平時（事前準備） 共有する情報-接続システム/名簿

- 石川県では県下**全ての市町が住民記録システムを導入済み**であったため、住民基本台帳の情報を各市町の被災者台帳におけるマスターデータとして、被災者データベースに連携し、被災者個人の特定に活用。

■ 住民情報について

住民記録システムの情報を各市町の被災者台帳におけるマスターデータとして被災者個人の特定に活用。

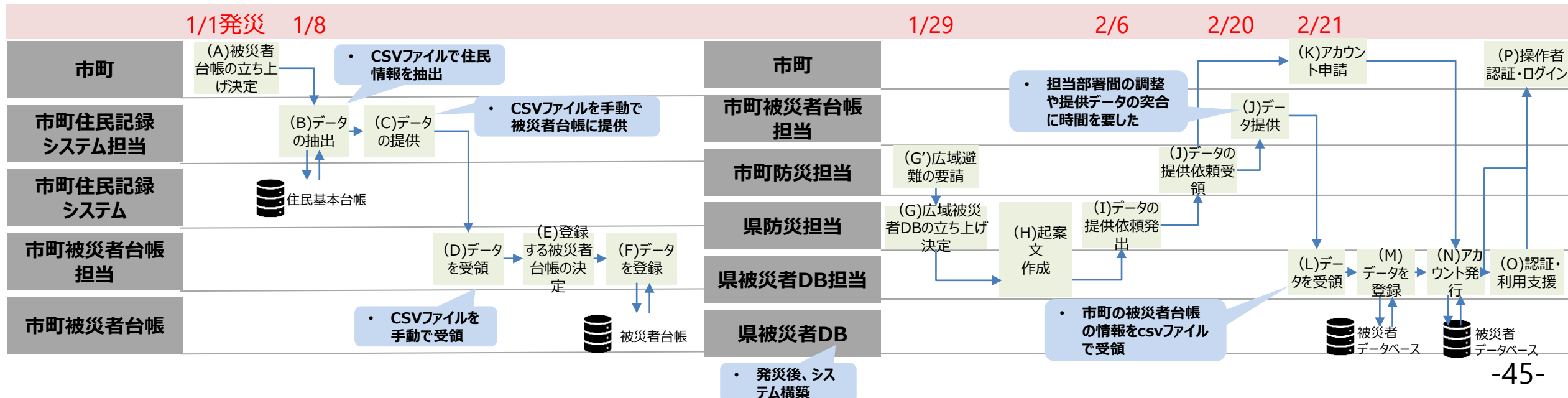
■ 石川県における住民記録システムの利用状況

19市町全てでシステムを導入。

※1：被災6市町は全て同じ事業者のシステムを導入していたため、1社との調整により住民情報をベースとしたマスターデータ化を実現

※2：被災者データベースで扱う情報は「**基本4情報（氏名/住所/生年月日/性別）**」、「**被災者の識別子（ID）**」

【石川県における住民基本台帳から、被災者データベースへの情報連携に至るまでの流れ】



A. 平時（事前準備） 共有する情報-接続システム/名簿



- 住民基本台帳情報と同様、被災者把握のために必要なベースデータとなる避難行動要支援者名簿は石川県下全ての市町で策定済み。名簿項目や更新頻度、名簿保有担当部署は市町によってばらつきがある。

<「基本情報」データソースの用意>

石川県下19自治体における避難行動要支援者名簿に係る取組状況

自治体名	様式	市町村長が必要と認める事項の設定	対象者数（件）	更新頻度	誰が持っているか（問い合わせ先）
金沢市	非公表	なし	36,415	概ね1年に1回	福祉健康局 福祉政策課
七尾市		なし	15,319	半年から1年の間に1回	健康福祉部 福祉課
小松市		なし	9,758	半年から1年の間に1回	健康福祉部 ふれあい福祉課(障がい福祉)
輪島市		なし	5,515	概ね1年に1回	防災関係部署や福祉関係部署など
珠洲市		非公表	1,635	概ね1年に1回	総務課（危機管理室）
加賀市		なし	8,531	概ね1年に1回	市民健康部 福祉政策課
羽咋市		なし	1,540	概ね1年に1回	産業建設部 環境安全課（地域防災係）
かほく市		なし	5,077	概ね1年に1回	地域政策部 防災環境対策課
白山市		地域防災計画に記載なし	10,721	概ね1年に1回	健康福祉部 長寿介護課
能美市		なし	2,922	概ね1年に1回	総務部 危機管理課
野々市市		なし	3,055	概ね1年に1回	健康福祉部 介護長寿課（高齢者福祉係）
川北町		なし	215	概ね1年に1回	総務課または福祉課
津幡町		なし	1,711	半年から1年の間に1回	健康福祉部 福祉課
内灘町		あり（同意者名簿）	1,608	概ね1年に1回	総務部 総務課（危機管理室）
志賀町		地域防災計画に記載なし	798	概ね1年に1回	非公表
宝達志水町		なし	913	概ね1年に1回	健康福祉課
穴水町		あり（町内会、班、組等）	392	概ね1年に1回	総務課（消防・交通防犯係）
中能登町		なし	577	概ね1年に1回	住民福祉課
能登町		あり (地区・町内会の名称、緊急時の連絡先(氏名、住所、電話番号、本人との関係))	1,703	概ね1年に1回	非公表

出所：各市町地域防災計画、各市町HP、石川県調査

A. 平時（事前準備） 共有する情報-接続システム／名簿



- 避難行動要支援者名簿と同様に、被災者把握のために必要なベースデータとなる個別避難計画については、津幡町では全部策定済、多くの自治体で一部策定済の状況。

<「基本情報」データソースの用意>

石川県下19自治体における個別避難計画に係る取組状況

自治体名	様式	策定状況	対象者数（件）	誰が持っているか （問い合わせ先）
金沢市	非公表	一部策定済	100	福祉健康局 福祉政策課
七尾市		一部策定済	2,617	健康福祉部 福祉課
小松市		一部策定済	981	健康福祉部 ふれあい福祉課(障がい福祉)
輪島市		一部策定済	20	防災関係部署や福祉関係部署など
珠洲市		未策定	令和5年度中に策定予定	総務課（危機管理室）
加賀市		一部策定済	2,196	市民健康部 福祉政策課
羽咋市		一部策定済	23	産業建設部 環境安全課（地域防災係）
かほく市		一部策定済	889	地域政策部 防災環境対策課
白山市		一部策定済	15	健康福祉部 長寿介護課
能美市		未策定	令和4年度中に策定	総務部 危機管理課
野々市市		一部策定済	470	健康福祉部 介護長寿課（高齢者福祉係）
川北町		一部策定済	122	総務課または福祉課
津幡町		全部策定済	1,711	健康福祉部 福祉課
内灘町		一部策定済	819	総務部 総務課（危機管理室）
志賀町		一部策定済	106	非公表
宝達志水町		一部策定済	874	健康福祉課
穴水町		未策定	令和5年度中に策定予定	総務課（消防・交通防犯係）
中能登町		未策定	令和5年度中に策定予定	住民福祉課
能登町		未策定	令和5年度中に策定予定	非公表

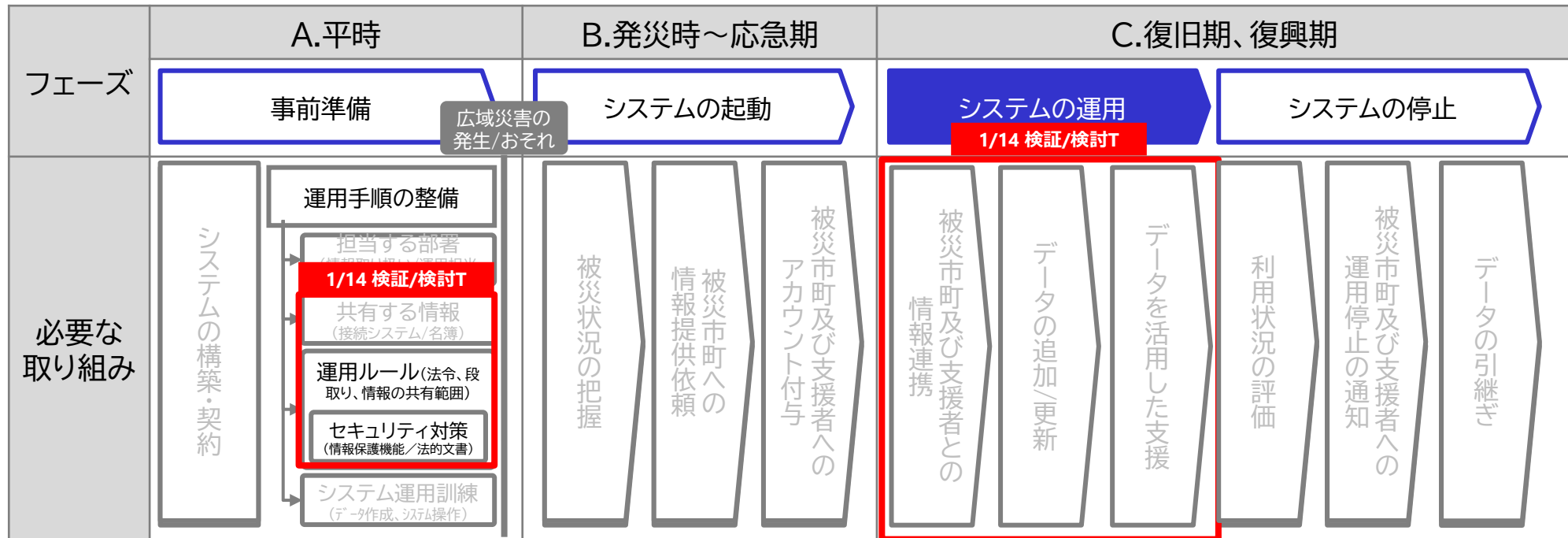
出所：各市町地域防災計画、各市町HP、石川県調査

A. 平時（事前準備）

■ 運用手順の整備

- 共有する情報
- 運用ルール（法令、段取り、情報の共有範囲）
- セキュリティ対策（情報保護機能／法的文書）

＜広域被災者データベース・システムの運用期間＞





運用ルール-法令、段取り、情報の共有範囲／セキュリティ対策-情報保護機能/法的文書

- 石川県では、根拠規定の整理や専門機関への確認に多くの時間と労力を要した。

参考_2024/11/27第2回検証チーム資料

<受け渡しに係る規定の整理>

	被災者台帳の作成	被災者台帳情報の利用	被災者台帳情報の提供
県が直面した課題	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 被災者の支援に必要な被災者台帳の作成主体は市町村に限られているが、被災市町の職員らの被災が甚大で、人員不足から被災者台帳の作成・更新ができない状況 ✓ 災害対策基本法で市町村が「作成することができる」とされている「被災者台帳」が市町村の判断により作成されない場合には、都道府県が積極的に被災者の個人情報を利用および提供することへの関与が難しい ✓ 市町村が作成する被災者台帳で記録する項目は法律上定められているが、運用上のデータ項目の様式は定められていないため、6市町間で項目の統一が必要となった <p style="text-align: center;">（根拠法：災害対策基本法90条の3）</p>	<p>6市町が被災者台帳を作成しても、被災者情報の更新業務に被災市町から人員を割くことができない</p>	<p>石川県が提供を受けた6市町の被災者台帳に、石川県が収集したもので市町では必ずしも保有していない被災住民の情報を提供する必要があった</p>
県の対応	<p>「被災者台帳」の作成と自治体間での共有を補助・補完するための役割として被災者データベースを位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> • 6市町は、それぞれに住民基本台帳情報を基にして全住民の基本4情報を網羅した「被災者台帳」を作成を実施 • 石川県は、令和6年1月1日時点で6市町に居住する全ての住民（約12万人）を「被災者」として支援することとした。 • 被災者台帳の作成は被災市町が実施し、避難先の地方公共団体との情報の受け渡しに係る事務は石川県が実施（広域避難者受け入れ側の市区町村や都道府県が把握する被災者の情報を整理し、その支援情報を記録するとともに、被災者の住民票がある被災6市町と必要な情報連携をするため） • データ項目を統一するため、システムベンダーや市町とデータ連携のための調整を行い、被災者台帳情報の提供を受けた 	<p>6市町から石川県が各々保有する被災者台帳情報提供を受けることとし、市町に代わって台帳情報の利用を可能とした</p> <p style="text-align: center;">（根拠法：災害対策基本法90条の4第1項本文、同項3号、災害対策基本法施行規則8条の6第2項）</p>	<p>被災者台帳を作成する過程で他の地方公共団体等の保有する個人情報を収集できる（他の地方公共団体等の立場から見れば、個人情報を6市町の被災者台帳へ提供できる）と整理し、県が保有する情報を提供した</p> <p style="text-align: center;">（根拠法：災害対策基本法90条の3第4項）</p>



運用ルール-法令、段取り、情報の共有範囲／セキュリティ対策-情報保護機能/法的文書

- 石川県は、被災者台帳情報の提供を受けるために被災 6 市町に対し、通知を発出。その後、被災 6 市町及び石川県の連名で、被災 6 市町から避難した広域避難者の情報の提供を受けるために全国の都道府県・市町村に対し、通知を発出。
- 各通知では、主に以下の内容を定めている。

<石川県が発出した通知>

通知	被災者台帳情報の提供について（依頼）	令和 6 年能登半島地震における被災者台帳の作成及び広域避難者の支援に係る連携について（依頼）
発出の目的	被災者に対する援護の実施を利用目的とする、被災者データベースを構築するため。	継続的な支援が必要な被災者（特に広域避難中の被災者）を特定するため。
根拠法令・規定	災害対策基本法第90条の4第1項第3号及び災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第8条の6第1項	災害対策基本法第90条の3第4項
発出者	石川県	被災 6 市町 石川県
発出先	被災 6 市町	全国の都道府県 全国の市区町村
提供を受けようとする情報の範囲	災害対策基本法第90条の3第2項第1号から第7号に掲げる事項 災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第8条の5各号に掲げる事項	氏名 生年月日 性別 住所又は居所 住家の被害その他種類の被害の状況 援護の実施の状況 等

A. 平時（事前準備）

運用ルール-法令、段取り、情報の共有範囲／セキュリティ対策-情報保護機能/法的文書

- 石川県は、被災者の情報を取得する際に、その情報の利用目的を明示するとともに、本人同意を取得。
- 被災者データベースの運用にあたっては、業務を行う支援機関及び部署等を特定し、グループ化してアクセス権限を付与。

<個人情報提供に関する同意>

被災者情報登録フォーム

日本
 外国
例:中国

移動手段
 自家用車
 家族の車
 その他あり
 なし

帰宅できるための条件
 余震が収まること
 家の中が片付くこと
 ガス・水道が復旧すること
 家屋全壊等による当面帰宅困難
 その他

事業の状況
 している
 していない

記入された情報は、令和6年能登半島地震に関して自治体関係機関によって共有し、適切な支援、情報提供を行う目的で利用します。

上記に同意して登録する

LINEによる被災者情報登録フォーム

<アクセス範囲の設定> ※第2回検証チームで提示。

Group 0	Group 1	Group 2	業務										
			住民情報	統合情報	被災証明	1.5次避難者	2次避難者	自主避難者	公営住宅	みなし仮設	県義援金	...	
石川県	管理者	管理者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
石川県	義援金支給	●●課 委託ベンダ	<input type="radio"/>									<input type="radio"/>	
石川県	見守り支援	●●課	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>								<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
市町	避難所運営	●●課 ●●課	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						
市町	見守り支援	●●課 社協 見守り支援団体	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
市町	<input type="radio"/>										<input type="radio"/>

【統合情報】
 被災者個人が各支援を受けた・受けていないか
 最新の居所

業務を行う支援機関及び部署等を特定し、グループ化。
 例) 義援金支給のグループで権限付与

各業務で必要な情報のみにアクセスできるように参照権限を付与。

各グループと業務管理区分（サンプル）



運用ルール-法令、段取り、情報の共有範囲／セキュリティ対策-情報保護機能/法的文書

- 石川県では、個人情報保護法に基づき、適切な個人情報の取り扱いを行うため、石川県の情報セキュリティポリシーに準拠し、被災者データベースを運用するための規定・規約類を一から作成。
- 個人情報保護法に基づき、被災者データベースの個人情報ファイル簿を作成。

<規定・規約類の起案・策定>

ドキュメント名称	説明	起案・策定の背景
被災者データベース利用規約	<ul style="list-style-type: none"> 被災者データベースを利用する際に適用する規約 被災者データベースの利用に関する基本事項を定めたもの 	<p>個人情報保護法に基づき、被災者データベースを利用する全ての人々が個人情報を適切に取り扱うことができなければならない</p> <p>多くの自治体、外部支援者と情報を共有する上で、共通のルールを定める</p>
被災者データベースプライバシーポリシー	<ul style="list-style-type: none"> 被災者情報の保護を行うことで、被災者データベースの関係者から本サービスに対する信頼を得るための規約 被災者データベースの利用にあたり被災者情報を適切に取り扱う方針を記載 	
被災者データベースセキュリティポリシー	<ul style="list-style-type: none"> 被災者データベースのデータを、様々な脅威から守り、情報システムの安全性及び信頼性の確保を行うための規約 被災者データベースにおける情報セキュリティ対策の方針を記載 	

※被災者の情報を取り扱うにあたり上記規約のほか、災害対策基本法及び災害対策基本法施行規則、個人情報保護法など適用される法令・ガイドライン等や、石川県が定める様々な指針、規定類を遵守するものとしている。

(別記様式第1号)

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	被災者データベース
行政機関等の名称	石川県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部デジタル推進課
個人情報ファイルの利用目的	令和6年能登半島地震により被災した、被災者の現在の所在地、要配慮事項、支援の実施状況等を名寄せ処理し、関係者が管理・共有することで、支援の重複や漏れ防止につなげることも、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために利用
記録項目	<p><住民情報関係></p> <p>氏名、フリガナ、通称名、通称フリガナ、アルファベット氏名、アルファベット氏名フリガナ、漢字併記氏名、漢字併記フリガナ、世帯主氏名、現住所、現住所方書、本籍、性別コード、生年月日、続柄コード、続柄、第30条の45区分コード、在留カード等番号、国籍コード、在留資格コード、在留資格期間、在留終了年月日 等</p> <p><避難者名簿関係></p> <p>避難場所、避難所名、住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況、援護の実施の状況、要配慮者であるときはその旨及び要配慮者に該当する事由、電話番号その他の連絡先、世帯の構成、罹災証明書の交付の状況、その他被災者の援護の実施に必要と認める事項 等</p> <p><義援金支給関係></p> <p>申請日、申請種別、申請氏名、申請氏名フリガナ、申請続柄、振込口座金融機関コード、振込口座支店コード、振込口座預金種別、振込口座口座名義カナ、振込口座口座番号 等</p>
記録範囲	令和6年1月1日に七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町（以下「被災6市町」という）に住民登録していた者
記録情報の収集方法	被災6市町からの取得 被災6市町からの避難者受け入れ市町からの取得 避難所の避難者名簿や個別訪問で取得した被災者名簿の収集、被災者が作成した義援金支給申請書等による取得 等
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる
記録情報の経常的提供先	七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>(名称) 石川県総務部総務課行政情報サービスセンター 石川県総務部デジタル推進課</p> <p>(所在地) 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地</p>

石川県個人情報ファイル簿（被災者データベース）



- 第2回ワークショップやヒアリングを通じて、避難所の健康管理業務で市町、外部支援者が、特に個人情報の取り扱いで直面した課題を把握。

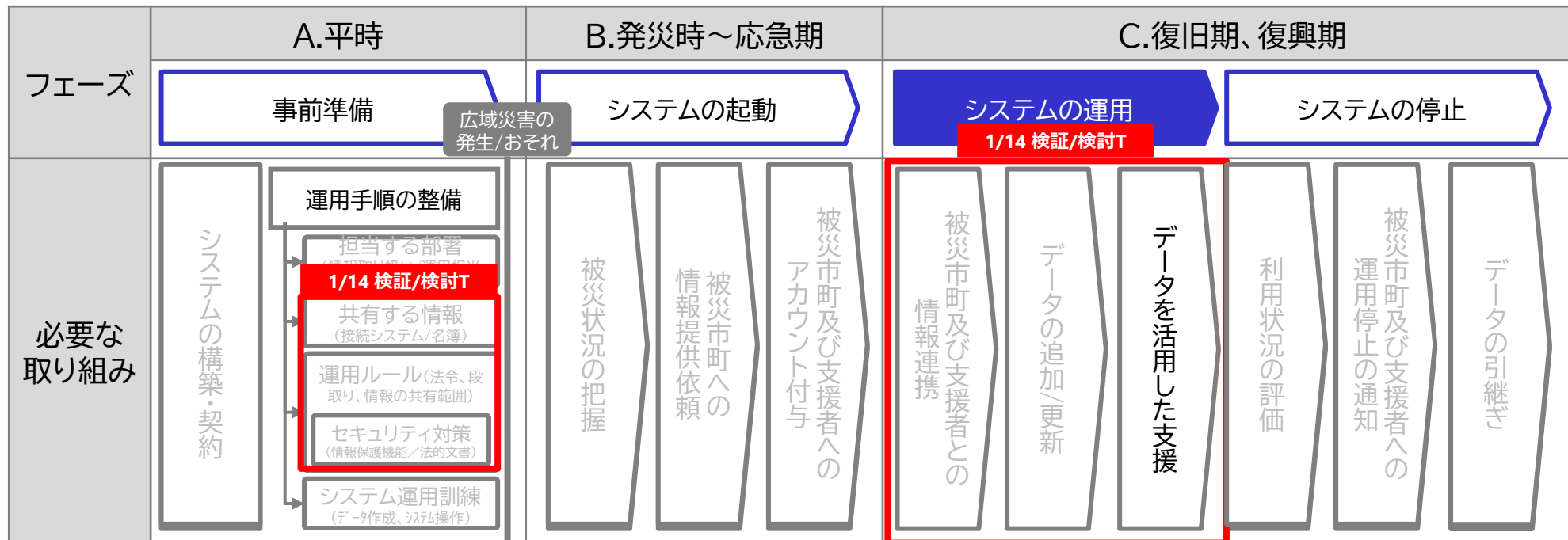
<避難所の健康管理業務において直面した課題と想定される要因・対応>

#	避難所の健康管理業務において直面した課題(第2回ワークショップ・ヒアリング)	情報提供元	情報提供先
1	避難所では多様な支援者が関わることになるが、委託契約を結んでいない民間支援者への個人情報の提供が可能か／受領した情報を被災者データベースに取りこむことが可能か判断に迷った※。結果、委託契約等がある被災者支援を行う民間団体とのみ、情報連携を行った。※ 特に災害支援に入っていたボランティア団体など、契約や協定など取り交わしのない民間事業者	被災市町	県
2	健康管理業務を行うため、被災者からの聞き取りに他都道府県からの応援職員が従事することがあり、避難所で取得した被災情報をKintone等を通じて入力する際にアカウントを付与する必要があった。実際は、アカウントの付与が叶わなかったが、被災者の健康管理業務は日々行う必要があるため、市町の職員のアカウントを貸与するなどして、情報の取得・管理をデジタル上で行った。	避難先市町	外部支援者
3	避難所等の現場対応の中で委託民間事業者に対して外部民間支援者から直接受けた個人情報の提供依頼や情報照会の対応、被災者個別の状況の情報照会において、判断が困難な状況にあった。	行政（行政職員として活動する民間団体）	外部支援者
4	DV等の機微な情報は閲覧制限されており、その取り扱い・外部への提供について判断が困難な状況にあった。	被災市町	被災市町 避難先市町 外部支援者
5	住民情報を県のシステムにどう接続するかについて、個人情報の連携について課題感があった。避難者の情報を被災市町に提供する方法で課題が出た。	避難先市町 被災市町	県
6	個別に必要な情報(アレルギー情報など)の提供依頼時において、情報共有に時間を要するまたは困難な状況にあった。外部支援者との契約や取り交わしのパターンなどを定め、フォーマットや提供可能機関を決めておくのがよいのではないか。	行政（行政職員として活動する民間団体）	外部支援者
7	健康情報や障害の情報、医療情報などを扱うことになるが、情報を集めることへの住民の不安解消のための対応や監査の仕組みが必要であると思う。	—	—

C.復旧期、復興期（システムの運用）

- 被災市町及び支援者との情報連携
- データの追加/更新
- データを活用した支援

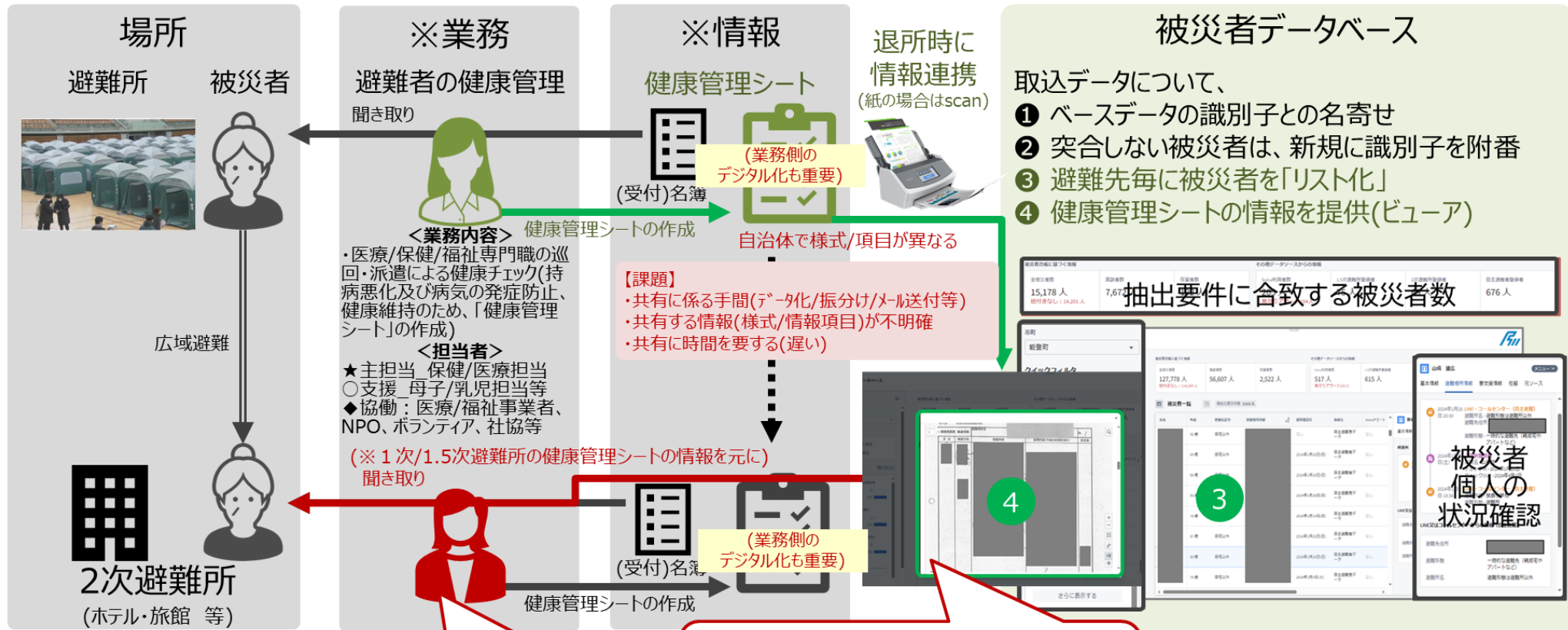
＜広域被災者データベース・システムの運用期間＞



C.復旧期、復興期（システムの運用）

被災市町及び支援者との情報連携（広域避難に係る避難者の健康管理業務）

- 広域避難者が避難場所を移動すると移動前に行われていた避難者の健康管理情報が記載された健康管理シートは移動先の健康管理業務担当者に連携。
- 連携時の課題として、機械やビューアなどデータベースに情報を入れる・閲覧する仕組みを整えたとしても、すでに開始された業務のオペレーションを変えることや、入力担当者をつけること、仕組みの利用方法の教育が難しかったことなどが挙げられた。



○ 適切な支援(情報)の提供
→ 妊婦、乳幼児、子供、高齢者、慢性疾患等に応じた留意事項等の適切な対応

○ 事務負担の軽減
→ 訪問の優先順位を付けが可能に
→ 再度の聞き取り事項を減らすことも可能に
→ 異なる職種で共有すること unnecessary 訪問が不要に

※「業務」及び「情報」は、「避難所運営ガイドライン(令和4年4月改定)を参考に記載



被災市町及び支援者との情報連携（広域避難に係る避難者の健康管理業務）

- 第2回ワークショップでは広域避難先の健康管理業務を行う支援者が、避難前から連携を受けることで被災者や支援者の負担軽減につながる見込みのある情報項目として、厚生労働省の健康相談票を参考に議論。
- 厚生労働省様式の既存項目は健康管理業務上、全般的に必要な項目であることに加え、既存項目に加えて追加であることが望ましい項目として、ケアマネジャーの連絡先や、避難所内の看護師による申し送り情報等が挙げられた。

■ 健康管理業務に必要なデータ項目の整理※第2回ワークショップ(2024/12/17火開催)より

様式1

健康相談票(共通様式)		対象者	担当者(自治体名)					
方法 ・面接 ・電話 ・その他	訪問	乳児 幼児 妊婦 産婦 高齢者 障害者 その他	相談日 年 月 日 時間					
初回 ()回 保管先 ()			場所					
氏名(フリガナ)	性別 男・女	生年月日 M-T-S-H 年 月 日	年齢 歳					
被災前住所	連絡先	避難場所 自宅 自宅外:車・テント・避難所 (避難所名:)						
①現住所	連絡先	家族状況 独居・高齢者独居・高齢者のみ世帯 家族問題あり()						
②新住所	連絡先							
情報源、把握の契機/相談者がいる場合、本人との関係・連絡先								
被災の状況		制度の利用状況 ・介護保険(介護度) ・身体障害者手帳(級) ・療育手帳(級) ・精神保健福祉手帳(級) ・その他()						
家に帰れない理由 自宅倒壊・ライフライン不通・避難勧告・精神的要因(恐怖など) その他()								
既往歴 高血圧、脳血管疾患、高脂血症、糖尿病、心疾患、肝疾患、腎疾患、精神疾患、結核、難病、アレルギー、その他()	現在治療中の病気 高血圧、高脂血症、糖尿病、心疾患、肝疾患、腎疾患、精神疾患、結核、アレルギー、その他()	内服薬 なし・あり(中断・継続) 内服薬名() 医療器材・器具 在宅酸素・人工透析 その他() 食事制限 なし 内容() あり 水分()	医療機関名 被災前: 被災後: 血圧測定値 最高血圧: 最低血圧:					
現在の状態(自覚症状ごとに発症時期・持続・転帰を記載)	具体的自覚症状(参考) ①頭痛、②不眠、③倦怠感、④吐き気、⑤めまい、⑥動悸、⑦息切れ、⑧肩こり、⑨目の症状、⑩咽頭の症状、⑪発熱、⑫便秘、⑬下痢、⑭食欲低下、⑮体重減少、⑯精神運動減退、⑰空虚感、⑱不満足、⑲決断力低下、⑳焦燥感、㉑うつ、㉒精神運動興奮、㉓希望喪失、㉔悲哀感、㉕その他							
日常生活の状況	食事	保清	衣類の着脱	排泄	移動	意思疎通	判断力・記憶	その他
自立								
一部介助								
全介助								
備考 必要器具など								
個別相談活動	相談内容		支援内容 今後の支援方針 解決 継続					

健康相談票の 既存項目

現在、健康相談票で設定されている基本項目については、健康管理業務上、必要な項目である

既存項目に加えて追加であることが望ましいと声があった項目			主なコメント
分類	情報項目	回答方法	
A. 基本的な状況	ケアマネジャーの連絡先	選択/記入	<ul style="list-style-type: none"> 「任意」ではなく、「必須」情報となりえる。利用状況のみならずケアマネジャーの連絡先などが分かるとよい(被災市町) 介護が必要な避難者に対し、介護サービスの利用状況や介護をする場合に必要な情報を伺うため、ケアマネジャー等担当者の情報を連携してほしい(避難先市町)
	どこから来たか	記入	<ul style="list-style-type: none"> 自宅か、避難所か、病院か、温泉などの一般施設からきたのか、どの環境における記録なのかをわかるように、避難者の送り元の具体的な施設名があるとわかるとイメージしやすい(避難先市町)
	被保険者番号(および介護度)	記入(情報連携)	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者番号および介護度については、情報連携されるとよい(避難先市町)
B. 身体・精神的な状況	避難所内での看護師による申し送り情報	記入(情報連携)	<ul style="list-style-type: none"> 被災者から見て毎回看護師が変わる。避難所内での内服の有無など申し送り情報を看護師間等で連携できるようにしたい(避難先市町)

※第2回ワークショップ及び本スライドに記載の健康相談票について、厚生労働省より公表されている様式を引用

C.復旧期、復興期（システムの運用）

データを活用した支援（広域避難に係る避難所業務の効率化）



- 2次避難先となるホテルや旅館を調整する間、被災者の生活環境を確保するため、一時的な滞在場所として、いしかわ総合スポーツセンター、産業展示館2号館に1.5次避難所が整備（計700人近く収容）。対象者としては、高齢者や障害者、妊婦等の要配慮者と、その家族を優先としたことから、病院の出張所などの機能を有しており、一人当たり、数十枚程度、支援に必要な情報が紙ベースで保存されていたが、これらの情報は、1.5次避難所内における支援業務にしか生かされてこなかった。
- 宮川委員から、これらの紙情報のデジタル化の必要性と、その資料の中でも、**2次避難先で迅速に健康状況の把握を行うため、優先的に確認すべき情報リストの提示**をいただいた。これらの様式リストを被災者データベースにおいて、参照できるようにしたい。
- 加えて、委員からは、1.5次避難所に保存されている紙情報の中で最低限**フェイスシートについてのデータ化を進めることで、避難所業務自体の効率化につながるのではと提案**いただいた。宮川委員には、実際に、フェイスシート情報のデータ化が、避難所業務の効率化に資する取り組みとなるか分析いただくことを予定しており、その結果は導入手順書に盛り込んでいきたい。

■フェイスシートデータを活用した避難所における支援体制の最適化

